

(案)

令和3年10月21日

府中市長 高 野 律 雄 様

府中市農業振興計画検討協議会
会長 中 島 正 裕

府中市農業振興計画について（答申）

令和3年6月29日付3府生産第158号で諮問のあったこのことについて、別紙のとおり答申します。

なお、本答申における計画を実行するに当たり、次の点について特段のご配慮をお願いします。

- 1 少子高齢化の進展に伴う構造的な財政状況の悪化など、事業実施には大変厳しい環境のなかにはありますが、本計画に盛り込まれた施策を確実に推進すること。
- 2 本計画については、その期間中にあっても、府中市の農地・農業を取り巻く社会情勢の変化や技術革新、新たな市民ニーズ等に応じた柔軟な運用が図られるよう、特に計画の中間年度を目途に農地・農業に係る動向の変化を捉え、計画の見直しの必要性について検証し、必要な対応を講じること。

(修正版)

(答申)

第4次府中市農業振興計画素案

令和4年度～令和11年度

～地域と共存し 未来へつなぐ 魅力あふれる府中の農業～

令和3年10月

府中市農業振興計画検討協議会

目 次

第 1 章 計画の概要

1	計画の背景と目的	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	2
4	計画策定体制	3

第 2 章 府中農業の現状と課題

1	概況	4
2	農地	5
3	農家と農業従事者	8
4	農業経営	12
5	市民の農業への理解とふれあい農業の推進	18
6	農業を取り巻く税制度・農地制度	22

第 3 章 農業振興の方向

1	府中農業の将来像	24
2	農業振興施策の基本方針	25
3	農業振興施策の体系	26

第 4 章 農業振興施策の展開

1	農地の保全と多面的機能の発揮	27
2	多様な担い手の確保・育成	30
3	魅力ある農業経営の支援と地産地消の推進	32
4	ふれあい農業の推進	34

第 5 章 計画の実現に向けて

1	多様な主体との連携による計画の推進	36
---	-------------------	----

第 6 章 将来像を達成するための基本指標等

1	基本指標等	38
2	経営モデル	41

参考資料

資料 1	府中市農業振興計画検討協議会委員名簿	46
資料 2	府中市農業振興計画検討協議会規則	47
資料 3	府中市農業振興計画検討協議会開催経過	48
資料 4	府中市農業振興計画策定のための農家アンケート調査結果	49
資料 5	用語解説	54

第1章 計画の概要

1 計画の背景と目的

○本市はこれまで、農業振興施策を総合的かつ計画的に進めるため平成9年に第1次となる府中市農業振興計画（以下「計画」といいます。）を、平成17年に第2次計画を策定しました。令和3年度現在では、平成27年度を初年度とする第3次計画に基づき、計画に掲げる将来像「市民の笑顔をつくりだす 新しい府中の農業」の実現に向けて、府中農業の振興を図るための様々な施策を展開してきました。

○この間、農業者の高齢化等に伴う担い手不足や相続に伴う農地の減少、周辺開発による農業環境の悪化など、本市の農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。その一方で、市民の農地・農業に対する期待は、新鮮な地元産の農産物の供給にとどまらず、災害時の避難場所や緑のオープンスペースとしての機能のほか、身近な地域の農業体験や交流の場、子どもたちの食育活動の場としての活用など多岐にわたり、防災面、環境面、教育面などにおいても農地・農業の持つ役割は大きくなっています。

○都市農地・農業の役割や価値への再評価を背景に、国においては、平成27年に「都市農業振興基本法」が制定され、都市農業の振興に対する国や地方公共団体の責務等が明記されました。また、翌平成28年に閣議決定された同法に基づく「都市農業振興基本計画」では、都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく方針転換され、**来たる2022年問題への対応となる特定生産緑地制度の創設も含め**、その後の生産緑地制度や都市農地の貸借に関する制度の改正などが進められました。

○こうした国の動きと並行して、東京都においては、平成28年に東京都農林・漁業振興対策審議会より「都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業の新たな展開」に関する答申がな**されました。そして**これを踏まえて平成29年には東京都が目指す農業振興の方向性と今後の施策の展開を示す新たな「東京農業振興プラン」が策定されました。

○このような中、第3次計画については策定から7年が経過し、令和3年度をもって計画期間が終了**します**。今後も本市の農業が豊かな市民生活を支える存在として安定的に継続し、将来に向けて展開していくことができるよう、**第3次計画**の継承を図りつつ、農地・農業を取り巻く多様な社会情勢の変化に対応した、令和4年度以降の本市の農業振興施策の方向性や具体的施策の展開を示す新たな計画として、本計画を策定するものです。

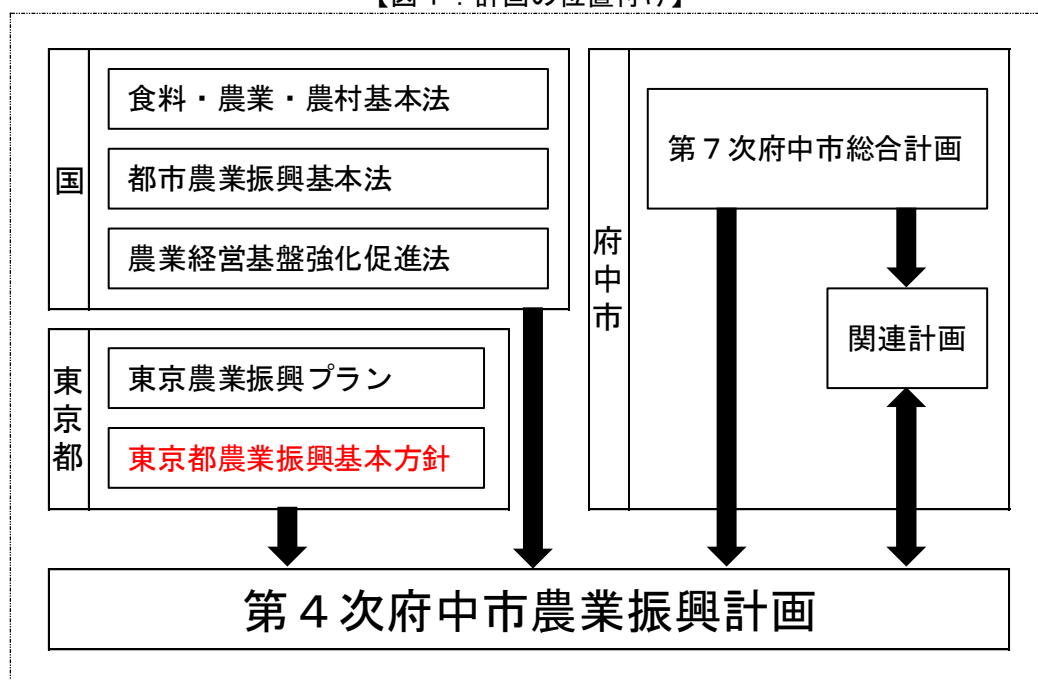
2 計画の位置付け

○本計画は、「第7次府中市総合計画」を上位計画とした農業振興施策に関する行政分野計画として策定するものです。また、農地・農業に関連する本市の環境やまちづくりを**はじめ**とした様々な関連計画との連携・整合を図ります。

○本計画は、東京都が農業者、農業団体及び区市町村に対して農業の振興及び地域の活性化を図るための指針として策定した、「東京農業振興プラン」及び「**東京都農業振興基本方針**」を踏まえた計画として策定するものです。

○本計画は、「食料・農業・農村基本法」第8条による地方公共団体の責務に係る取組として策定するとともに、「都市農業振興基本法」第10条第1項に基づく「地方計画」及び「農業経営基盤強化促進法」第6条第1項に基づく「基本構想」の位置付けを有した計画として策定するものです。

【図1：計画の位置付け】



3 計画期間

計画期間は、上位計画である府中市総合計画の期間と同様に、令和4年度から令和11年度までの8年間とします。

令和4年度 ～ 令和11年度〔8年間〕

4 計画策定体制

(1) 府中市農業振興計画検討協議会

令和3年6月、「府中市附属機関の設置等に関する条例」に基づく市長の附属機関として「府中市農業振興計画検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、市長の諮問に基づく協議会の答申（計画案）を踏まえて策定しました。

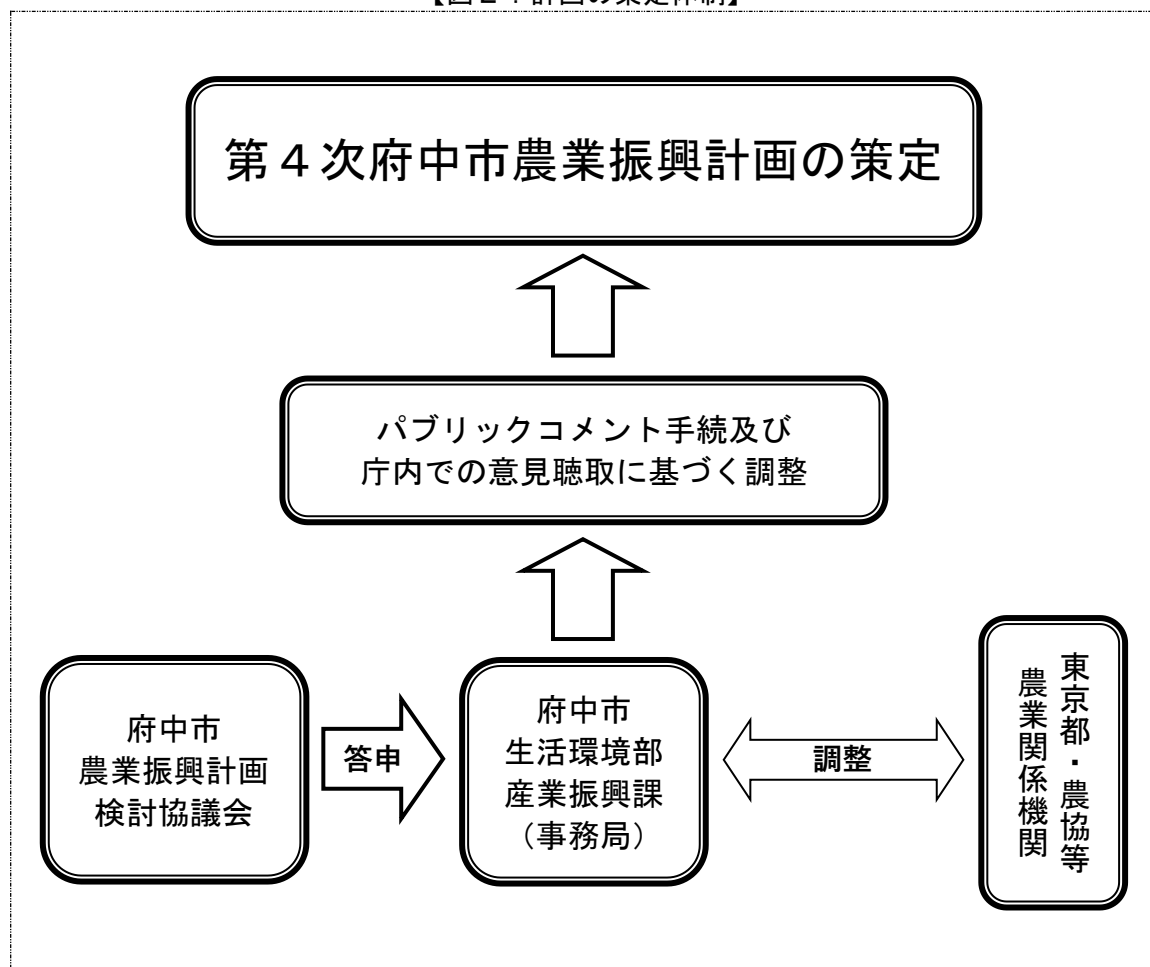
(2) パブリックコメント手続

計画案に対して、幅広く市民から意見をいただくために、パブリックコメント手続を実施しました。

(3) 庁内及び関係機関との調整

庁内各課及び東京都・農協等農業関係機関と所要の調整を図りながら計画を策定しました。

【図2：計画の策定体制】



第2章 府中農業の現状と課題

1 概況

本市は東京都のほぼ中央に位置し、面積は2,943ヘクタールで、その広がり
は東西8.75キロメートル、南北6.70キロメートルとなっており、市の南部
には多摩川が流れています。

市内の農地や農業者は都市化の波とともに減少を続けており、令和3年1月の農
地面積は132ヘクタールで全ての農地が市街化区域内にあり、このうちの72パ
ーセントに当たる95ヘクタールが生産緑地に指定されています。また、農家戸数
は417戸、農業従事者数は937人となっています。

市内で生産されている主な農産物は表1のとおりです。市全体では畑作が多く野
菜を中心に果実や植木・花き、椎茸などの生産も行われています。また、市の南部
の多摩川流域では、3つの用水組合が組織され農業用水を使用した水田で稲作が営
まれています。

【表1：市内で生産されている主な農作物（令和2年）】

作物名	作付面積 (a)	生産量 (t)	作物名	作付面積 (a)	生産量 (t)
水稻（白米）	1,010.0	40.2	チンゲンサイ	12.8	1.5
水稻（黒米）	30.5	0.8	なばな（のらぼう）	33.3	2.2
小麦	10.0	0.2	ブロッコリー	243.7	27.2
落花生	26.6	0.4	カリフラワー	64.5	10.9
えだまめ	389.6	36.9	みずな	12.1	2.7
さやいんげん	34.0	2.8	しゅんぎく	23.1	3.3
さやえんどう	23.3	1.1	レタス	27.4	6.6
トマト	145.5	82.6	サニーレタス	30.9	4.6
なす	126.2	38.6	たまねぎ	147.0	28.8
ピーマン	41.1	8.8	ねぎ	282.5	54.1
きゅうり	126.0	40.2	わけねぎ	112.5	12.4
かぼちゃ	84.0	10.5	セルリー	14.9	6.0
すいか	23.8	0.8	しそ	12.2	0.9
にがうり	9.7	1.3	みょうが	4.1	0.2
ズッキーニ	18.5	1.8	モロヘイヤ	21.8	2.9
とうもろこし	165.3	15.1	たけのこ	15.5	1.1
おくら	59.3	5.4	なし	214.5	32.6
だいこん	246.2	95.5	ぶどう	105.9	7.8
にんじん	88.3	33.9	みかん	53.2	4.2
かぶ	54.9	13.3	かき	199.6	4.9
しょうが	14.0	1.0	キウイフルーツ	52.3	3.2
さつまいも	120.9	18.9	くり	193.2	1.5
じゃがいも	286.5	50.9	うめ	37.9	0.6
さといも	231.0	23.4	ブルーベリー	182.5	5.0
やつがしら	16.9	1.1	ゆず	4.6	0.6
こまつな	619.3	121.9	しいたけ	15.9	23.4
ほうれんそう	222.5	22.6	アスター	0.7	11,850本
キャベツ	156.6	56.9	パンジー	0.4	10,304鉢
はくさい	146.5	66.2	その他花卉・植木	143.7	134,999株

（資料：府中市農業経営調査）

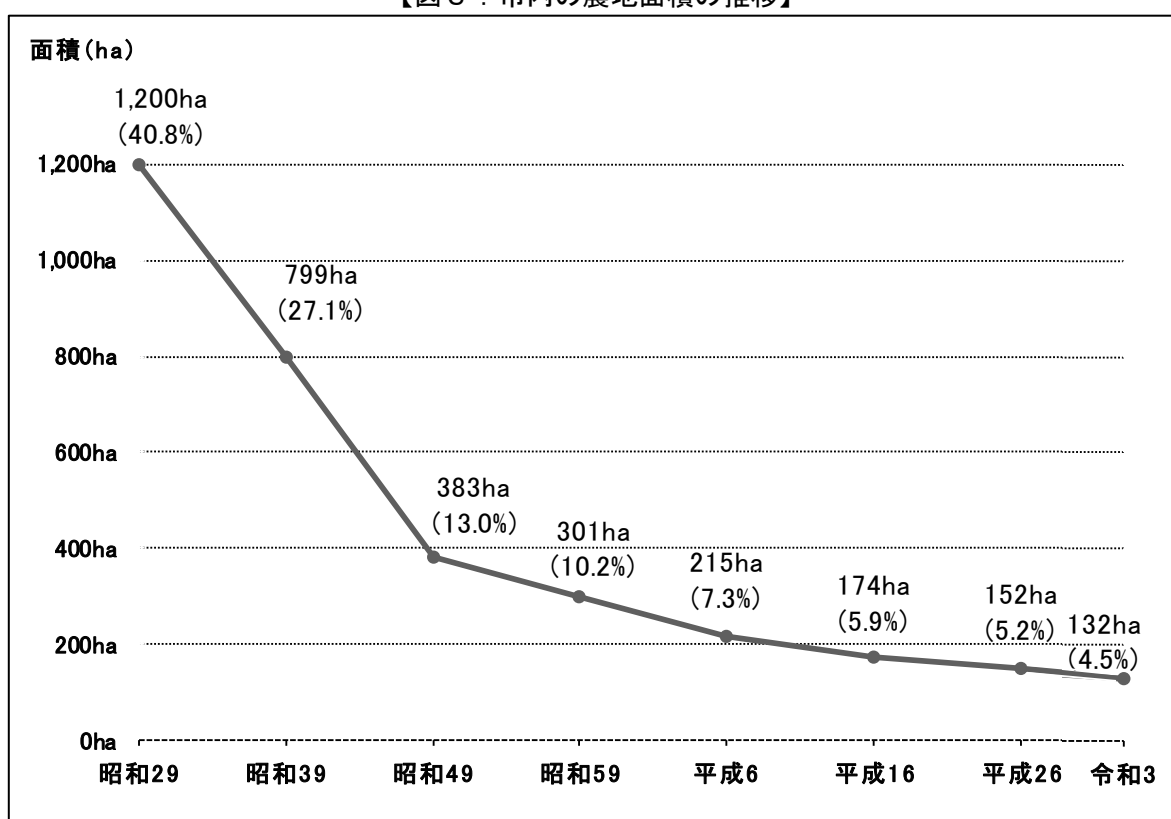
2 農地

(1) 現状

ア 農地の減少

市内の農地は、図3のとおり昭和29年頃には1,200ヘクタールで、本市の総面積2,943ヘクタールに対し約40パーセントを占めていました。しかし、都市開発により宅地や公共用地などに転用され、平成28年には総面積に対する割合が5パーセントを下回り、令和3年現在の残存農地は132ヘクタールで、総面積に対する割合は4.5パーセントとなっています。特に市の中心部における減少が顕著となっています。

【図3：市内の農地面積の推移】



※括弧内は府中市の総面積に対する農地面積の割合 (%)

(資料：府中市農業委員会)

《第3次計画からの経過》

農地面積は、第3次計画策定時から引き続き緩やかに減少しています。第3次計画では、表2のとおり令和3年の農地保全の目標面積を125ヘクタールとしていましたが、農業者をはじめ関係機関や行政など、農地・農業に関わる様々な主体が農地保全に係る取組を進めるなかで、目標を7ヘクタール上回る農地が保全されています。

第3次計画の策定後の7年間に減少した農地19.8ヘクタールの内訳は、

生産緑地が7.4ヘクタール（37パーセント）、宅地化農地が12.4ヘクタール（63パーセント）です。

【表2：第3次計画における農地面積の目標と実績】

区分		平成26年	令和3年	増減
第3次計画目標		—	125.0ha	—
実績	農地合計	152.2ha	132.4ha	△19.8ha
	生産緑地	102.3ha	94.9ha	△7.4ha
	宅地化農地	49.9ha	37.5ha	△12.4ha

（資料：府中市農業委員会）

農家1戸当りの平均経営耕地面積は、第3次計画策定時から概ね横ばいで**推移しており**、令和3年においては3,494平方メートルとなっています。一方で経営耕地面積別農家戸数の変化を見ると、表3のとおり経営耕地面積が3,000平方メートル以下の農家の占める割合が増えており、小規模の農家が増加する傾向にあります。

生産緑地の指定については、平成23年度に生産緑地の指定が一度解除された農地について再度指定が受けられるよう制度を改正したほか、平成29年度には指定面積の下限を従前の500平方メートルから300平方メートルに引き下げる制度改正を行い、より多くの農地が生産緑地として保全されるよう取組が進んでいます。

【表3：経営耕地面積別農家戸数と割合】

経営耕地面積	平成16年		平成26年		令和3年	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
1,000㎡以下	121	25.5	127	27.1	127	30.5
1,001～3,000㎡	153	32.2	168	35.9	156	37.4
3,001㎡～5,000㎡	105	22.1	90	19.2	62	14.9
5,001㎡～7,000㎡	45	9.5	39	8.3	33	7.9
7,001㎡～10,000㎡	32	6.7	23	4.9	20	4.8
10,001㎡以上	19	4	21	4.5	19	4.6
合計	475	100	468	100	417	100

（資料：府中市農業経営調査）

イ 農地の細分化及び住宅との混在化

市内の農地は、相続発生時の相続税納付及び遺産分割による農地の一部売却、公共事業に係る部分の農地の提供等のため、農地の細分化及び住宅との混在化が進み、これに伴う農作業の非効率化や隣接する住宅等の影響による日照不足、通風障害など、良好な農業環境を保つことが困難になりつつあります。一方で、農地近隣の住環境においても、農地の雑草の繁茂や害虫等の防除作業による農薬の飛散、耕運機等による騒音、砂じん等が問題となる場合が生じています。

(2) 課題

近年、年間で約3ヘクタール（全農地面積の約2パーセント）の農地が減少しています。このままのペースで推移すると45年後には市内から農地がなくなってしまう。

個人の資産である農地が、相続などを契機に減少していくことは、やむを得ないことであり、個々の農業者の努力だけで都市地域の農地を保全していくことは大変困難です。一方、多くの市民がこれ以上農地を減らさないでほしいと望んでいるとともに、農産物の生産のみならず、「防災」、「環境」、「教育」といった多面的機能を有する緑豊かな農地は、都市に「あるべきもの」として市民生活に多くの役割を果たしています。農業生産の基盤となる農地を地域との共存を図りながら将来にわたって残していくためには、市が様々な主体と連携・協力し支援していく必要があります。

3 農家と農業従事者

(1) 現状

ア 農家及び農業従事者の減少

昭和30年には、農家戸数は1,340戸、農業従事者は3,425人でしたが、表4及び表5のとおり平成26年には468戸、1,020人、令和3年には417戸、937人に減少しています。

相続に起因する農地の売却や農業従事者の高齢化、後継者の不在などによる廃業が減少の主な要因となっています。その一方で、地価の高い都市地域で新たに農地を購入し農業を始めることは極めて困難なことから、農家及び農業従事者の減少は歯止めがかからないのが実情です。

【表4：農家戸数の推移】

昭和 61年	平成 8年	平成 11年	平成 16年	平成 21年	平成 26年	令和 3年	第3次計画 目標値(令和3年)
688 戸	555 戸	504 戸	475 戸	470 戸	468 戸	417 戸	460 戸

(資料：府中市農業経営調査)

【表5：農業従事者数の推移】

昭和 61年	平成 8年	平成 11年	平成 16年	平成 21年	平成 26年	令和 3年	第3次計画 目標値(令和3年)
1,380 人	1,223 人	1,074 人	1,091 人	1,038 人	1,020 人	937 人	980 人

(資料：府中市農業経営調査)

《第3次計画からの経過》

農家戸数は、表4のとおり第3次計画策定時には概ね横ばいで推移していましたが、このことから、令和3年の目標戸数を460戸と設定しましたが、計画期間中においては平均で年間約7戸が減少し、第3次計画の目標戸数を43戸下回ることとなりました。また、農業従事者数についても表5のとおり第3次計画の目標人数980人に対し令和3年の実績は937人で、目標人数を43人下回っています。農家世帯における相続の発生や高齢化、後継者不足を背景に、農家及び農業従事者ともに減少傾向が加速しつつあります。

イ 農業従事者の高齢化

平成16年の農業従事者の平均年齢は62.0歳、平成26年では64.9歳、令和3年では65.3歳となっており、農業従事者の高齢化は農家や農業従事者の減少とともに、本市の農業の継続にとって深刻な問題となっています。

これは、新規就農者が少ないことが主な要因と考えられますが、相続により農地が減少するなかで、特に小規模な農家は十分な収益を得ることが難しいことから、後継者の確保が難しくなっています。令和3年度に実施した府中市農

業振興計画策定のための農家アンケート調査（以下「農家アンケート調査」といいます。）の結果では、表 6 のとおり 43.0 パーセントの農家が後継者はいないと回答しています。

《第 3 次計画からの経過》

農業従事者の平均年齢は、第 3 次計画策定時では 64.9 歳でしたが、令和 3 年では 65.3 歳となっており 0.4 歳上昇しています。年齢別農業従事者数では、表 7 のとおり第 3 次計画策定時と比べて 70 歳以上の割合が増加しており、高齢化が進行しています。

また、平成 25 年度の農家アンケート調査の結果では、表 6 のとおり後継者がいない農家が 30.5 パーセントでしたが、令和 3 年度では 43.0 パーセントと大きく増加しています。また、50 歳未満の農業後継者で構成する府中市農業後継者連絡協議会の会員数についても、第 3 次計画策定時では 56 人、令和 3 年では 41 人と大きく減少しており、後継者不足が進んでいます。

【表 6：農業後継者の有無】

区分	平成 25 年度		令和 3 年度	
	回答数	割合	回答数	割合
本人	70	17.4	26	14.0
子ども	155	38.5	59	31.7
いない	123	30.5	80	43.0
検討中	43	10.7	16	8.6
その他	0	0.0	2	1.1
無回答	12	3.0	3	1.6
合計	403	100	186	100

（農家アンケート調査）

【表 7：年齢別農業従事者数】

区分		29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不明 (無回答)	合計
平成 26年	人数	28	60	115	179	246	229	184	15	1,020
	割合	2.7	5.9	11.3	17.5	24.1	22.5	18.0	1.5	100
令和 03年	人数	26	54	103	148	200	215	177	14	937
	割合	2.8	5.8	10.1	15.8	21.3	22.9	18.9	1.5	100

（資料：府中市農業経営調査）

ウ 家族労働

農家 1 戸当たりの平均農業従事者数は平成 26 年及び令和 3 年ともに 2.2 人、農業従事者に占める女性の割合は平成 26 年が 42.2 パーセント、令和 3 年が 41.4 パーセントで、夫婦や親子など家族労働を単位とした経営が中

心となっています。

農家アンケート調査で、後継者不足などの労働力不足への対応の問いでは、表 8 のとおり「家族でできる範囲で対応する」が半数以上を占め、家族労働を主に対応していく意向がうかがえます。雇用労働力による対応については、「パートを雇う」と回答したのが、平成 25 年度 7.2 パーセントから令和 3 年度 9.1 パーセントへ、「人（常勤）を雇う」と回答したのが 2.2 パーセントから 2.7 パーセントへとそれぞれ増加しています。また、援農ボランティアの活用による対応を考えている農家は、平成 25 年度 13.4 パーセントから令和 3 年度 20.4 パーセントへと増加しています。

【表 8：労働力不足への対応（複数回答）】

回答選択枝	平成 25 年度		令和 3 年度	
	回答数	割合 (%)	回答数	割合 (%)
家族でできる範囲内で対応する	222	55.1	119	64.0
機械化などによる省力化を図る	105	26.1	68	36.6
援農ボランティアを活用する	54	13.4	38	20.4
規模を縮小する	54	13.4	33	17.7
うね売り、摘み取りなど手のかからない方法で対応	26	6.5	21	11.3
パートを雇う	29	7.2	17	9.1
人（常勤）を雇う	9	2.2	5	2.7

（資料：農家アンケート調査）

エ 認定農業者等

農業経営基盤強化促進法等に基づき農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者及び准認定農業者（以下「認定農業者等」といいます。）は、地域の農業の中心的な担い手として期待される存在です。表 9 のとおり令和 2 年度現在では 68 経営体、135 人が認定を受けており、近年においては経営体数及び人数ともに概ね横ばいで推移しています。

【表 9：府中市の認定農業者等の認定状況】

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
経営体数	65	65	66	64	67	67	67	68
個人	37	35	34	25	26	26	26	27
共同	27	29	31	38	40	40	40	40
法人	1	1	1	1	1	1	1	1
農業者数	107	111	113	127	134	134	132	135
男	82	84	85	88	94	94	93	94
女	24	26	27	38	39	39	38	40
法人	1	1	1	1	1	1	1	1

（資料：府中市生活環境部産業振興課）

(2) 課題

農家戸数及び農業従事者数ともに減少傾向が加速しつつあります。次代を担う農業後継者をはじめとした新規就農者を確保するためには、効率的かつ高収益な農業により経営が成り立つような環境づくりや、将来への不安材料となっている相続税などの農地税制問題の改善が必要です。

また、農業従事者の高齢化が進む中で、省力化のための機械化や新しい技術導入、援農ボランティア制度の活用なども必要です。

さらに、生産活動はもとより、加工品の開発、直売や観光農園の集客など、女性ならではの発想による新たな経営も重要な要素となってきたことから、女性農業者が積極的に経営に参画し、活躍できる環境の整備も必要です。

4 農業経営

(1) 現状

ア 消費者ニーズに合った販売方法

農産物の販売は、昭和30年代はほとんどが市場出荷でした。しかし、近年では都市化が進み、消費者が身近にいることや農家の減少に伴い共同出荷体制が整わず、個人出荷では市場性が低いこと、近隣の市場の閉鎖などから、自宅や農地の一角に直売所を設置し野菜の直売（庭先販売）を行う農家や、マインズ農業協同組合（以下「J Aマインズ」といいます。）西府支店及び多磨支店にある「マインズショップ」や「府中特産品直売所」（平成17年開設）、「郷土の森観光物産館」（平成23年開設）といった共同直売所に出荷する農家、スーパーの地場産コーナーに出荷する農家なども増加しています。また、観光農業として「ぶどう園」、「ブルーベリー園」、「いちご園」、「ねぎのうね売り」、「じゃがいものうね売り」などを行う農家も増えています。平成15年度から開設され始めた**農業体験農園**は、押立町、緑町などに現在4園ありますが、応募者が多数のため抽選で利用者を決めるほど人気があります。

平成4年度から始まった学校給食への出荷量は年々増えており、野菜だけでなく米や果実なども出荷されています。平成25年度では、府中産農産物の使用量は22トンで、総使用量に対する割合は3.9パーセントとなっていました。令和2年度では使用量28トン、総使用量に対する割合は5.2パーセントとなっています。

農家アンケート調査における農産物の販売方法の結果では、表10のとおり平成25年度と令和3年度を比較して、市場出荷の割合が2.1ポイント減少しています。その一方で、個人直売所、共同直売所、スーパー・小売店その他全ての項目において割合が増加しており、市内で生産された農産物を市内で消費するという地産地消の市民還元型の経営が進んでいる状況がうかがえます。

【表10：農産物の出荷及び販売の方法（複数回答）】

回答選択枝	平成25年度		令和3年度	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
市場出荷	56	13.9	22	11.8
個人で行っている直売	149	37.0	83	44.6
共同直売所への出荷	116	28.8	63	33.9
スーパー・小売店	43	10.7	27	14.5
うね売り・摘み取り	16	4.0	13	7.0

（資料：農家アンケート調査）

イ 71パーセントの農家が現状維持

都市部の地価の高騰などから生産規模（農地）を拡大することが難しいこと、人を雇うほど収入が見込めないため家族労働で対応しなくてはならないこと

などから、農家アンケート調査の結果では表 1 1 のとおり平成 2 5 年度は 6 5 . 5 パーセントの農家が「現状の経営を維持していきたい」と考えていましたが、令和 3 年度では 7 1 . 0 パーセントに上昇しています。また、2 0 . 4 パーセントの農家が経営を縮小したいと回答しており、農業経営の縮小傾向がうかがえます。

【表 1 1 : 今後の農業経営の方向】

回答選択枝	平成 25 年度		令和 3 年度	
	回答数	割合 (%)	回答数	割合 (%)
経営を拡大したい	25	6.2	10	5.4
経営を維持したい	264	65.5	132	71.0
経営を縮小したい	73	18.1	38	20.4
無回答	41	10.2	6	3.2
合計	403	100	186	100

(資料：農家アンケート調査)

ウ 農業収入の低迷

平成 2 7 年の農産物販売金額規模別農家戸数では、表 1 2 のとおり年間販売額が 2 0 0 万円～3 0 0 万円未満の層が 1 8 . 3 パーセントで最も割合が高く、次いで 5 0 万円未満及び 5 0 万円～1 0 0 万円未満が同率で 1 5 . 4 パーセント、1 0 0 万円～2 0 0 万円未満が 1 4 . 3 パーセントとなっています。販売額で 3 0 0 万円に満たない農家が 7 割以上を占めており、大部分の農家において農業で十分な収入を得られていない状況が続いています。

【表 1 2 : 農産物販売金額規模別農家戸数】

年間販売額	平成 22 年		平成 27 年	
	農家戸数	割合 (%)	農家戸数	割合 (%)
販売なし	15	7.7	13	7.4
50 万円未満	30	15.4	27	15.4
50～100 万円未満	27	13.8	27	15.4
100～200 万円未満	36	18.5	25	14.3
200～300 万円未満	25	12.8	32	18.3
300～500 万円未満	26	13.3	22	12.6
500～700 万円未満	16	8.2	13	7.4
700～1,000 万円未満	8	4.1	8	4.6
1,000～1,500 万円未満	9	4.6	4	2.3
1,500～2,000 万円未満	0	0.0	1	0.6
2,000～3,000 万円未満	0	0.0	0	0.0
3,000 万円以上	3	1.5	3	1.7
合計	195	100	175	100

(資料：農林水産業センサス)

専業・兼業別の農家戸数では、表 1 3 のとおり市内の農家のうち第 2 種兼業農家が占める割合が最も高く 9 0 パーセント以上が第 2 種兼業農家となって

おり、地価の高い都市地域の特性として、不動産事業などを兼業しながら農業を継続している状況がうかがえます。

また、自給のみの農家については、平成26年では119戸で全体の25.4パーセントでしたが、令和3年では141戸で全体の33.8パーセントとなっており、小規模の農家の増加を背景に、自給のみの農家が第3次計画策定時と比べて22戸、8.4ポイント増加しています。

【表 1 3：専業・兼業別の農家戸数】

区分		専業	兼業			合計
			第1種	第2種	自給のみ	
平成26年	戸数	10	20	438	119	468
	割合	2.1	4.3	93.6	25.4	100
令和3年	戸数	11	18	388	141	417
	割合	2.6	4.3	93.0	33.8	100

(資料：府中市農業経営調査)

エ 作物別の現状

(ア) 稲作

昭和40年代半ばから米の過剰在庫の調整のため米の生産調整が行われた結果、米の生産は大幅に減少してきました。近年では、遺産分割に伴う農地の売却や宅地化、公共事業への協力、道路建設などにより、表 1 4 のとおり市内の水田は大幅に減少していますが、東京都内でもまとまった規模の田園風景が残る最東端の地域として、本市の多摩川流域の水田は貴重な存在となっています。

生産される米のほとんどは自家用米となっていますが、一部は学校給食や共同直売所へ出荷されています。

また、古代米（黒米）も生産されており、生産者で組織された古代米研究会が開発した加工品の黒米うどんや黒米焼酎は、府中特産品に選定されるなど需要も見込まれることから、今後も黒米パンなど新たな特産品としての利用が期待されています。

【表 1 4：水稻作付け農家戸数、面積及び生産量の推移】

区分	昭和61年度	平成8年度	平成16年度	平成26年度	令和2年度
戸数	256	181	136	96	72
面積(a)	5,054	3,874	2,133	1,442	1040.5
生産量(t)	190	139.3	78.3	58.1	41.1

(資料：府中市農業経営調査)

市内には、表 1 5 のとおり農業用水を管理する3つの用水組合がありますが、稲作農家の減少や組合員の高齢化により、組合の運営及び用水路の維持

管理に影響が出ています。農業用水は稲作に必要なインフラであるだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和や身近な水辺空間としての機能も有しており、水田とともに計画的に残していく必要があります。

【表 1 5 : 市内の農業用水組合】

団体名	令和 2 年度		かんがい区域	水源	取水方法
	組合員数 (人)	かんがい 面積 (ha)			
西府用水組合	72	16.7	四谷地域・住吉町地域 南町地域・日新町地域	多摩川	ポンプアップ
府中市用水組合	47	7.8	南町地域・矢崎町地域 是政地域・分梅町地域	多摩川 地下水	自然流下と ポンプアップ
多磨用水組合	18	1.7	押立町地域 小柳町地域	地下水	ポンプアップ

(資料：府中市生活環境部産業振興課)

(イ) 畜産

かつては本市においても酪農、養鶏及び養豚が盛んに行われ、それぞれ組合もありましたが、畜産物の価格低迷や都市化による飼育環境の悪化などの影響により、現在では養鶏農家 1 戸にまで減少しています。

鶏卵は、共同直売所やスーパーなどで、府中産の鶏卵として販売されているほか、養鶏場前の卵の自動販売機でも販売されています。また、鳥インフルエンザ対策や家畜排せつ物法に基づく管理など、環境に配慮した畜産経営が行われています。

(ウ) 野菜

府中市の特産物として小松菜やわけねぎなどの単品目を専門に生産・出荷する組合がありますが、近年では直売による販売が増加しているため、年間を通じて多品目を少量ずつ生産する農家が増えてきています。

市内には、農事研究会連合会（野菜全般）、押立営農組合（小松菜）及び是政出荷組合（わけねぎ）といった生産組合があり、押立営農組合及び是政出荷組合は、ブランド性をいかし市場出荷やスーパーとの契約栽培などを行っています。また、出荷先ごとの組織として、府中農産物出荷組合、郷土の森農産物出荷組合、西府農産物直売会及び多磨地区生産者協議会はそれぞれの属する共同直売所への出荷を行い、給食センター出荷の会は、学校給食への出荷を行っています。このほか、特定の農産物を共同で生産・出荷するグループや、東京都エコ農産物認証やGAP認証の取得に取り組んで付加価値の向上を図る農家、イチゴの摘み取りや野菜のうね売りを行う農家など、消費者ニーズを取り入れた様々な魅力ある経営が行われています。

(イ) 果実

多摩川沿いで栽培されている梨が「多摩川梨」として有名ですが、高齢化などの理由により栽培農家は年々減っています。「稲城」、「豊水」、「幸水」など人気のある高品質な品種の栽培が行われており、販売方法はほとんどが宅配便による地方発送と直売です。梨生産者を中心とした果実生産出荷組合が組織され栽培技術の向上に取り組んでいます。

梨のほかにも、ぶどう、キウイフルーツ、ブルーベリー、栗、柿など多くの果実が生産されており、ぶどうやブルーベリーの摘み取りなど、観光農業を行っている農家もあります。

「、イチゴ」を削除

「、イチゴ」を削除

(オ) 植木・花き

市内には植木を主体とする植木花卉生産組合と花きを中心とする花卉園芸組合があります。

植木花卉生産組合は、かつては造園用の五葉松やツゲなど大型の植木の生産が主体でした。しかし、住宅面積が狭くなり植木を植えるスペースがなくなってきたことや景気の低迷などの影響で、現在では造園用の植木から盆栽、花き、鉢物、芝、グランドカバーなど様々な品目が変わっています。

花卉園芸組合は、かつては夏菊の生産が主体でしたが、現在では鉢物や切花など消費者ニーズに合った多種品目の生産が増えてきており、出荷先の約3割が市場、約7割が直売所となっています。

(カ) 椎茸

椎茸生産者で組織する椎茸生産出荷組合があり、被覆材などで人工的なほだ場を作り原木を使った栽培を行う農家のほか、遮光型のビニール温室内で菌床栽培を行っている農家があります。

生産物は、庭先直売所や共同直売所へ出荷されており、「生椎茸」は府中観光協会推奨品になっています。

《第3次計画からの経過》

市では、農業者や農業者団体に対する各種の補助事業や灌漑用水対策、直売所の設置等を通して農業経営の安定・強化を図ってきました。従前からの取組に加え第3次計画期間中（平成27年度～令和3年度）において充実を図った農業経営支援に係る取組は次のとおりです。

○都市農地保全支援事業（平成27年度新規事業）

都市農地の保全を図るため、農地の持つ多面的機能の発揮や周辺地域の環境への配慮に資する施設整備等の経費に対して補助を行う都市農地保全支

援事業を開始しました。

○水土里保全支援事業（平成２７年度新規事業）

農業用水の維持管理に係る地域活動の経費に対して補助を行う水土里保全支援事業を開始しました。

※令和３年度現在、新型コロナウイルス感染症の影響により事業休止中。

○准認定農業者制度の創設（令和２年度新規事業）

農業経営基盤強化促進法に基づく国の認定農業者制度に加え、新たに市独自の基準による准認定農業者制度を創設し、市の単独事業として実施している補助制度において認定農業者と同水準の優遇措置を准認定農業者に対して設けました。

○都市農業活性化支援事業（令和２年度レベルアップ事業）

都市の有利性を生かした農業経営力強化を図る大規模な施設整備等の経費に対して補助を行う都市農業活性化支援事業について、平成２７年度までの農業経営力パワーアップ事業の後継事業として平成２８年度以降も継続実施し、令和２年度には補助率を約１／４引上げて支援の充実を図りました。

(2) 課題

生産基盤となる農地の小規模化や農産物の価格低迷等により、多くの農家において農業収入が低迷しており、安定的に農業経営を行っていくことは大変難しい状況となっています。そうしたなかで、今後の経営について７１パーセントの農家が現状維持、２０パーセントの農家が縮小を考えています。

農業経営を安定させるためには、新たな栽培施設やＩＣＴを活用した先進的な技術の導入等により、限られた農地でも生産性・品質の向上や安定化により農地面積当たりの収益を上げるための取組、６次産業化やブランド化、摘み取り農園などの観光農園化など、農産物の付加価値を高める取組が必要です。

巨大な消費地の中で生産しているという利点（流通コスト削減、高い集客性等）を生かした工夫や、経営規模にあった出荷先の確保に努めていくことが必要です。

5 市民の農業への理解とふれあい農業の推進

(1) 現状

ア 市民の農地・農業に対する意識

令和2年度に実施した市政世論調査の結果では、表16のとおり市内の農地が減っていくことに対し、「これ以上農地を減らさないでほしい」が18.1パーセント、「できる限り農地を残してほしい」が53.4パーセントとなっており、7割以上の市民が身近な地域の農地を残してほしいと感じている状況がうかがえます。

【表16：市民の農地保全に対する意識】

回答選択肢	令和2年度	
	回答数	割合(%)
これ以上農地を減らさないでほしい	163	18.1
できる限り農地を残してほしい	481	53.4
都市化が進んでいるのでやむを得ない	183	20.3
都市化などは土地の高度利用となるので好ましい	15	1.7
その他	30	3.3
無回答	28	3.1

(資料：市政世論調査)

また、農業について重要だと思うことでは、表17のとおり「新鮮で安全な農産物の供給」の割合が最も高く、次いで「地域産業の活性化」、「自然や環境の保全機能」、「食育などの教育的役割」などとなっています。これらの結果より、市民の農地・農業に対する期待は農産物の供給という機能にとどまらず、「産業」、「環境」、「景観」、「教育」、「伝統・文化」、「地域コミュニティ」、「防災」など多岐にわたり、様々な機能を有するものとして認識されていることがうかがえます。

【表17：市民が農業について重要だと思うこと（複数回答）】

回答選択肢	令和2年度	
	回答数	割合(%)
新鮮で安全な農産物の提供	811	90.1
地域産業の活性化	319	35.4
自然や環境の保全機能	313	34.8
食育などの教育的役割	309	34.3
生活への潤いや安らぎの提供	201	22.3
地域の伝統・文化の継承	158	17.6
農業体験を通じたコミュニティの醸成	155	17.2
災害時における避難場所などの防災機能	99	11.0
身近なレクリエーションの場	36	4.0

(資料：市政世論調査)

農業振興のために市が力を入れていくべき施策については、表 18 のとおり「農産物の直売所の拡大・整備」、「学校給食への農産物の使用・供給の拡大」、「農産物の購入場所や入手方法の情報提供」など地産地消に関することが上位を占め、その他、一般の市民向けの施策としては「子どもを中心とした農業体験や食育の推進」が上位となっています。

【表 18：農業振興のために市が力を入れていくべき施策（複数回答）】

回答選択肢	令和 2 年度	
	回答数	割合 (%)
農産物の直売所の拡大・整備	433	48.1
学校給食への農産物の使用・供給の拡大	310	34.4
農産物の購入場所や入手方法の情報提供	265	29.4
農業後継者の確保・育成	193	21.4
子どもを中心とした農業体験や食育の推進	182	20.2
各種イベントでの農産物の直売	180	20.0
新規参入農業者支援	153	17.0
農業経営への支援（農業用機械の購入助成など）	129	14.3
市内農産物を使った飲食店の拡大	107	11.9
市内農産物を使った加工品の開発	76	8.4
援農ボランティアの育成と活動支援	69	7.7
観光農園の拡充	66	7.3
特産農産物の研究・開発	46	5.1
環境保全や環境負荷の低減を踏まえた農業の推進	46	5.1
農業・農地を活用した環境教育の実施	37	4.1
農業の振興施策の策定	14	1.6

（資料：市政世論調査）

イ 市民と農業とのふれあいの推進

都市化が進展する中で農業を次代に継承していくためには、地域における農地・農業の必要性や貴重さ、農地の持つ多面的機能などを多くの市民に理解してもらうことが重要です。本市では、都市農業の魅力や必要性を発信していくため、表 19 のとおり市民と農業とのふれあいを推進する各種の事業を展開しています。

【表 19：市民と農業とのふれあいを推進する市の事業】

事業名	内容
市民農業大学	市民を対象に農業者の指導の下で種まきから収穫までの農業体験講座を実施するものです。
親子ふれあい農園 農業プチ講座	小中学生の市民とその保護者を対象に、農業者の指導の下で種まきから収穫までの農業体験講座を実施するものです。
学童農園	市内小学校における学習の一環として農業者の指導の下で小学生が農業体験を行うものです。
農業体験農園	市民が農園主との契約により割り当てられた区画で、農園主の作付計画に沿って指導を受けながら農産物の栽培を行う農業体験農園の運営を支援するものです。
市民農園	所有者から農地を借り受け、小規模な区画を定めて市民に農園として貸し出すものです。
農業公園	市民と農業とのふれあいを推進する拠点として、園内に農園や体験学習施設を備えた施設です。種まきから収穫までの農業体験講座や収穫体験イベントを実施します。
うね売りのあっせん	市民に農業者の生産した農産物（ジャガイモ、ネギ）のうね売りのあっせんを行うものです。
援農ボランティアの 受入れ先の紹介	援農ボランティア活動を希望する市民に受け入れが可能な農業者を紹介するものです。
農業まつり	農業者と市民とのふれあいを深めるためのイベントで、府中産農産物の直売をはじめステージイベントや農産物の展示等を行います。
農業品評会	生産された農産物を展示比較することにより農業者の生産技術・意欲の向上を図るとともに、市民に府中産農産物の魅力をPRするものです。
農産物直売所マップ	市内の共同直売所及び個人直売所を紹介するための冊子を作成し、市民に無料配布するものです。

《第3次計画からの経過》

第3次計画は、「ふれあい農業の推進」を農業振興の4つの基本方針のうちの1つに組み入れることで、前計画と比べてより市民と農業とのふれあいの推進に重点を置いた計画として策定しました。そうした第3次計画期間中（平成27年度～令和3年度）において拡充した「ふれあい農業の推進」に係る取組は次のとおりです。

○西府町農業公園の整備・開設（平成28年度新規事業）

本市の初めての取組として、市民と農業とのふれあいを推進する拠点となる農業公園を整備・開設しました。平成28年度に農業公園整備計画検討協議会を設置し、今後の農業公園の整備の方向性等について協議を重ね、翌平成29年度に「府中市農業公園の整備に係る基本方針」を策定しました。同年、この方針に基づき西府町農業公園の整備に着手し、その後、地域の農業者へのグループインタビューや市民参加のワークショップを経て施設の設計を取りまとめ、令和2年度には新設工事を実施し、同年度末に施設の供用を開始しました。

(2) 課題

市民の農地・農業に対する期待は、地産地消への関心等を背景に農産物の供給機能にとどまらず、「産業」、「環境」、「景観」、「教育」、「伝統・文化」、「地域コミュニティ」、「防災」など多岐にわたっています。また、都市化の進展により農地と住宅との混在化が進む中で農業を継続していくためには、地域における農地・農業の必要性や貴重さについてより多くの市民に理解を得ることが重要です。市ではこうした認識の下、市民と農業とのふれあいを推進する様々な取組を実施してきました。今後もより多くの市民の農地・農業への関心を引き出し、理解を深めるため、市民が農業とふれあうことのできる機会を拡充していくことが必要です。

6 農業を取り巻く税制度・農地制度

(1) 現状

ア 農業を続けていくための障害は相続税の負担

農家アンケート調査の結果では、表 20 のとおり「農業を続けていくために障害となっていること」として、「相続税の負担」の割合が最も高く、次いで「農業収入が少ない」、「農地の周辺が開発されて農業環境が悪化している」、「後継者がいない」が同程度の割合となっています。

【表 20：農業を続けていくために障害となっていること（複数回答）】

回答選択肢	令和 3 年度	
	回答者数	割合（％）
相続税の負担	111	59.7
農業収入が少ない	76	40.9
農地周辺の開発で農業環境が悪化している	76	40.9
後継者がいない	74	39.8
販売先がない	7	3.8

（資料：農家アンケート調査）

イ 生産緑地制度と宅地並み課税制度

平成 4 年度から、市街化区域内の農地の宅地への利用転換を促進するために、宅地並み課税制度が導入され、同時に農地の公共用地などへの利用転換を目的として、生産緑地法の改正も行われました。生産緑地に指定された農地は指定から 30 年間の耕作義務が課される一方で、税制の優遇を受けることができる仕組みとなっています。この結果、市内の農地は生産緑地法に基づく生産緑地地区内農地と宅地並み課税農地（宅地化農地）に区分されました。

これまで、主に宅地化農地が減少してきましたが、農業従事者の死亡や故障による生産緑地の減少も少なくありません。農業従事者の高齢化が進んでいるため、今後もこうした傾向は続くものと考えられます。

なお、令和 4 年には多くの農地が生産緑地地区の指定から 30 年を迎え、指定解除（＝耕作義務の解除）の事前手続きとなる生産緑地の買取り申出が可能となることから、平成 29 年には生産緑地法が改正され、指定から 30 年を経過する生産緑地の買取り申出ができる時期を農地所有者の申請により 10 年間延長することのできる特定生産緑地制度が創設されました。現在、本市においても生産緑地から特定生産緑地への移行手続きが順次進められています。

【表 2 1：生産緑地地区内農地と宅地並み課税農地の特徴】

区分	生産緑地（又は特定生産緑地）地区内農地	宅地並み課税農地
農地以外への転用	以下の場合のみ可 ①生産緑地の指定から30年を経過し、 特定生産緑地の指定を受けなかった場合 ②農業従事者の死亡又はそれに準ずる故障があった場合	届出
固定資産税	生産緑地課税（年） 約 1.7 円/㎡（畑）・約 2.1 円/㎡（田）※ 【評価額 108 円/㎡（畑）・126 円/㎡（田）】	生産緑地の 250～400 倍程度（宅地並み課税）
相続税の納税猶予制度の適用	適用される※	適用されない

※生産緑地の指定から30年間**及び特定生産緑地の指定から10年間**について税制上の優遇が適用される。**指定から30年**を経過し、特定生産緑地の指定を受けなかった生産緑地については、段階的に税制上の優遇が廃止される。

ウ 相続税の納税猶予制度

平成4年度の租税特別措置法改正に伴い、農地に係る相続税の納税猶予の適用は、三大都市圏では生産緑地地区内農地のみとなり、納税猶予期間も一生涯となっています。また、農家の生計の実態は、**多くの場合に**農業収入だけでは十分ではないことから、アパートや駐車場などの不動産収入で補っているのが現状です。そのため、相続が発生したときには、生産緑地地区内農地に係る相続税の納税猶予の適用を受けたとしても、その他に所有する宅地化農地やその他不動産に係る相続税の納税のために、農地を売却せざるを得ないことが多く、農地が減少する大きな要因となっています。

(2) 課題

農業を続けていくための大きな障害は相続税の負担と均分相続による農地の細分化及び宅地化の問題です。地価が高く、税負担の大きい三大都市圏で相続が発生しても農地・農業が残せるよう都市農業独自の経営基盤体制の構築や支援制度の確立、都市計画における**まち**づくりや農地制度・税制度の改正などについて、引き続き農業団体とともに国や関係機関などへ積極的に要請することが必要です。

第3章 農業振興の方向

1 府中農業の将来像

本計画の推進を通じて目指すべき本市の農業の将来像を次のように設定します。

【府中農業の将来像】

**地域と共存し 未来へつなぐ
魅力あふれる府中の農業**

地域と共存し

…農地・農業が豊かな市民生活を支える存在として、地域に根差し都市と共存しています。

未来へつなぐ

…農業者が守り育ててきた農地・農業が、未来に向けて次代の意欲ある担い手へと着実に引き継がれています。

魅力あふれる府中の農業

…都市農業の強みを生かした創意工夫ある農業経営が展開され、市民にも農業者にも魅力ある産業として府中の農業が維持・発展しています。

2 農業振興施策の基本方針

府中農業の抱える様々な課題への対応と将来像「**地域と共存し 未来へつなぐ 魅力あふれる府中の農業**」の実現を図るため、次の4つの基本方針を定めて農業振興施策を展開します。

1	農地の保全と多面的機能の発揮
---	----------------

農地保全に関する制度改善の国等への要望活動や農業者への意識啓発・情報提供など関係各所への働きかけを行うとともに、各種の補助制度や相談対応等を通じて農業者の農地保全に資する取組を支援します。また、農産物の供給にとどまらず、**防災面、環境面、教育面**など市民の良好な生活環境に寄与する緑豊かな農地として、その多面的機能の発揮に係る支援やPR等により地域との共存を図りながら農地を保全する取組を進めます。

2	多様な担い手の確保・育成
---	--------------

農業後継者や認定農業者**等**の確保・育成をはじめ、意欲をもって農業経営に取り組む農業者・農業者団体や小規模ながらも農業経営を継続する農業者への支援、女性農業者の経営への参画の推進や援農ボランティアの活用など、様々な主体に対する取組を通じて多様な農業の担い手の確保・育成を図ります。

3	魅力ある農業経営の支援と地産地消の推進
---	---------------------

多くの農業者にとって重要な販路となっている直売所の運営・支援を通じた販路の確保や、新たな栽培手法の導入、観光農園化、特産化、6次産業化等による収益性の高い農業経営を目指す取組への支援、**市内の直売所やスーパー、給食センター等**を販路とした地産地消型の農業経営の推進などの取組を通じて、魅力ある農業の維持・発展と地産地消の推進を図ります。

4	ふれあい農業の推進
---	-----------

より多くの市民の農地・農業への興味・関心を引き出し、理解を深めるため、農業者や農業関係団体との協働により、農業まつりや農業品評会、各種の農業体験講座を実施し、市民に農業とふれあう機会を提供します。また、農業者の運営する体験型農園や援農ボランティア制度、農業公園・市民農園など様々な資源を活用し、市民と農業とのふれあいを促進する施策を総合的に進めるとともに、次代を担う子どもたちが、農業とふれあう体験を通じて健やかに成長することができるよう、農地・農業を活用した施策の展開を図ります。

3 農業振興施策の体系

〈府中農業の将来像〉

地域と共存し 未来へつなぐ 魅力あふれる府中の農業

1 農地の保全と多面的機能の発揮

- (1) 生産緑地制度の活用
- (2) 制度の改善に係る国等への要望
- (3) 農地の利活用の促進
- (4) 相続対策の支援
- (5) 農業用水の保全
- (6) 農地の多面的機能の活用と P R
- (7) 地域と共存した農業の推進

2 多様な担い手の確保・育成

- (1) 農業後継者の確保・育成
- (2) 認定農業者等の確保・育成
- (3) すそ野の広い担い手への支援
- (4) 女性農業者の参画の推進
- (5) 援農ボランティア等の活用
- (6) 生産技術の向上・生産意欲の高揚への支援

3 魅力ある農業経営の支援と地産地消の推進

- (1) 経営規模に合った販路の確保
- (2) 収益性の高い農業経営の支援
- (3) 学校給食への出荷の促進
- (4) 地産地消型の農業経営の推進
- (5) 府中農業の積極的な P R 活動の展開

4 ふれあい農業の推進

- (1) 市民と農業とのふれあい活動の実施
- (2) 農業体験を通じた食育の推進
- (3) 体験型農園への支援
- (4) 援農ボランティア活動の推進
- (5) 農業公園及び市民農園の運営

第4章 農業振興施策の展開

農業振興施策における4つの基本方針「農地の保全と多面的機能の発揮」、「多様な担い手の確保・育成」、「魅力ある農業経営の支援と地産地消の推進」、「ふれあい農業の推進」に基づく具体的な施策の展開として、次に掲げる23の施策における取組の推進を通じ、府中農業の振興を図ります。

1 農地の保全と多面的機能の発揮

(1) 生産緑地制度の活用

農地の保全に**当**たり生産緑地制度（特定生産緑地制度を含む。以下同様。）の活用が非常に有用であることから、農業者への制度のPRや庁内関係部署との連携による相談支援により、生産緑地の追加指定や特定生産緑地への移行の促進を図るなど、生産緑地制度を活用した農地の保全を推進します。また、農業委員会による農地パトロール及び指導により生産緑地の肥培管理の徹底を図ります。

(2) 制度の改善に係る国等への要望

地価の高い都市地域でも農地が残り農業が継続できるように、相続税納税猶予制度や生産緑地制度の更なる要件緩和など、税制度・都市計画制度の見直しについて、都市農地保全推進自治体協議会や東京都農業会議等の関係機関を通じて国等へ積極的に要望します。

(3) 農地の利活用の促進

農業従事者の高齢化等の理由により低利用となった農地の有効活用と遊休農地化の防止を図るため、市民農園としての活用や経営規模の拡大を目指す農業者への貸借等について、農業委員会その他関係機関との連携により相談支援を行います。

(4) 相続対策の支援

相続の発生が農地の減少の大きな契機となっていることから、相続の発生前・発生後の農家への支援として、農業委員会その他関係機関との連携により相談支援を行うほか、機会を捉えて相続問題に関連する勉強会・講演会を開催し、相続が発生しても可能な限り農地が残るよう意識啓発を図ります。

(5) 農業用水の保全

農業用水は稲作や果樹栽培における重要な生産基盤の一つであることから、用水組合の行う農業用水の稼働を支援**します**。**また**、市の管理施設である西府用水

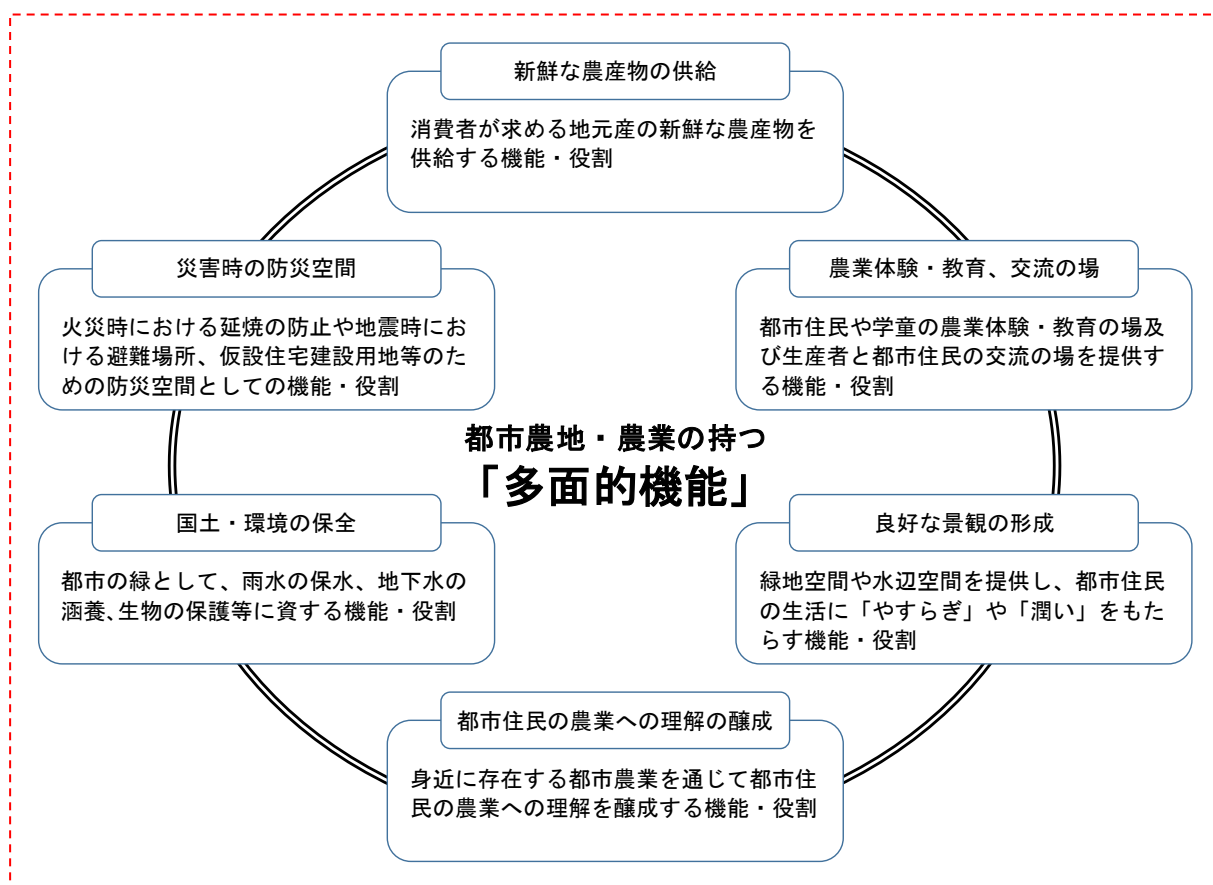
取水施設や用排水路について適切に維持管理し、農業用水の保全を図ります。また、多面的機能を有する農業用水を貴重な地域資源と捉え、市民参加型で清掃等の維持管理活動を行う取組を支援します。

(6) 農地の多面的機能の活用とPR

農産物の供給にとどまらず、防災面、環境面、教育面など市民の良好な生活環境に寄与する緑豊かな農地について、その多面的な機能を生かした農地の保全を進めます。そのために、農地の持つ防災機能の強化や教育・福祉と連携した取組など、農業者の行う多面的機能の更なる発揮に資する取組を支援するとともに、こうした都市に「あるべきもの」としての農地の効用について、農業まつりや農業体験講座など様々な機会や媒体を通じて市民にPRします。

(7) 地域と共存した農業の推進

農地周辺の宅地化が進む中で、農薬や砂じんの飛散防止など農業者の行う周辺の住環境への配慮に資する施設整備を支援するとともに、有機堆肥・緑肥の使用促進等によりカーボンニュートラルにも寄与する低農薬・減化学肥料による環境にやさしい循環型農業を支援します。また、アライグマやハクビシン等の農作物の加害獣への対策なども通じて地域と共存した農業を推進します。



《各主体に期待する役割・行動》

主体	役割・行動
農業者・農業者 団体	○農地の適切な肥培管理 ○生産緑地指定の積極的な検討 ○農地・農業に係る将来の相続対策に関する検討 ○農地・農業の多面的機能の発揮や地域と共存した農業の実践 ○団体の共同作業に参加するなどの農地周辺の環境保全活動
J A マイNZ	○農業者の肥培管理に関する相談助言 ○市や関係機関との連携などによる生産緑地や相続税制の勉強会の実施 ○市民農園の運営 ○市の運営する市民農園に対する栽培講習等の運営協力 ○農地の災害時の利用などの多面的機能の効用に係る農業者へのPR ○農作物加害獣対策の推進
東京都・農業関係機関	○生産緑地、相続税及び土地計画の制度改正等に係る国への要望活動【東京都及び東京都農業会議】 ○都市農地の保全に寄与する事業に対する補助【東京都】 ○農業用水の維持に係る市及び用水組合への指導助言【東京都土地改良事業団体連合会】 ○農地・農業の多面的機能に係る市民へのPR【東京都及び東京都農業会議】
市民・市民団体	○用水路の清掃等の共同作業への参加 ○農地・農業の多面的機能の効用を含め農業者が守り育ててきた都市農地・農業への理解

2 多様な担い手の確保・育成

(1) 農業後継者の確保・育成

農業後継者の確保・育成等を設置目的とする農業後継者連絡協議会の事業活動を支援します。また、栽培技術の研修や農地の確保に関し支援が必要な新規就農希望者に対し適切な支援に繋げる相談支援を行います。

(2) 認定農業者等の確保・育成

地域の農業の中心的な担い手として期待される認定農業者等の認定を行うとともに、関係機関との連携により農業経営改善計画の作成支援や計画達成のための相談支援を行います。また、経営管理の向上を図るため簿記講習会を実施します。市独自の制度として令和2年度から新たに設けた准認定農業者制度については、制度のPRにより認知度の向上と活用の促進を図ります。

(3) すそ野の広い担い手への支援

認定農業者等や東京都のエコ農産物認証を受けた農業者、各種の農業生産団体など、意欲をもって農業経営に取り組む農業者や農業者団体の経営改善に重点化した支援を行います。それとともに、小規模ながらも農業経営を継続する農業者の省力化や収益向上等の経営改善や多面的機能を一層発揮させる取組を支援するなど、すそ野の広い支援を通じて担い手の確保・育成を図ります。

(4) 女性農業者の参画の推進

女性が共同経営者として農業経営に積極的に参画し活躍できるよう、家庭内での役割分担を明確にする家族経営協定の締結や、夫婦連名での認定農業者等の申請を推進します。また、地域の農地・農業の抱える様々な問題について多様な視点から改善が図られるよう、農業委員の登用に係る女性の応募・推薦について関係機関等に働きかけます。

(5) 援農ボランティア等の活用

農作業をボランティアで手伝いたい市民等を募り受入希望の農業者に紹介する援農ボランティア制度を実施します。ボランティアの募集に当たっては広報紙やホームページで周知するほか、ボランティア育成も視野に実施する各種の農業体験講座の参加者に制度をPRし参加促進を図ります。また、関係機関との連携等による新たなボランティア育成の方法や福祉と連携した取組について研究・検討します。

(6) 生産技術の向上・生産意欲の高揚への支援

関係機関の開催する生産技術の向上等に係る講習会や勉強会を認定農業者等

に周知するとともに、生産技術の発表の場として農業品評会を開催し、農業者の生産技術の向上を支援します。また、農業まつりの開催や農業品評会における農産物の一般観覧、共同直売所の運営や直売所マップの配付など、府中農業の魅力のPRを通じて農業者の生産意欲の高揚を図ります。

《各主体に期待する役割・行動》

主体	役割・行動
農業者・農業者団体	○農業後継者の農業後継者団体等の活動への積極的な参加による技術向上や経営改善の情報交換活動 ○家族内の役割分担に基づく、農業に従事する家族全員での積極的な農業経営への参画 ○農業経営の改善の検討・実施及び認定農業者等の申請の検討 ○農業者団体による特産化事業及び出荷改善事業への取組や商業団体及び観光団体との連携等による経営改善 ○女性農業者の農業経営への参画と加工品や特産品づくりなど女性の視点を取り入れた農業経営 ○援農ボランティアの受入れ・育成 ○生産技術の発表の場である農業品評会への積極的な参加 ○農業者団体による生産技術向上のための講習会等の取組
J A マインズ	○営農相談会の実施及び農業者の経営・生産技術に係る相談支援 ○市との連携による認定農業者等への営農支援 ○女性農業者の活動への積極的な支援 ○労働力不足の農業者に対するオペレータ制度活用の促進 ○市との共催による農業品評会の開催 ○農業出荷団体の活動・運営の支援
東京都・農業関係機関	○新規就農者のための技術向上の支援の実施 ・東京農業アカデミー事業【東京都】 ・フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー【東京都及びJ A 東京中央会】 ○市との連携による認定農業者等への営農支援【東京都・東京都農業会議】 ○農業経営力の強化に係る補助【東京都】 ○農業品評会への審査協力【東京都その他関係機関】 ○普及員による日常的な栽培技術の指導・助言【東京都】 ○市との連携による農業簿記講習会への協力
市民・市民団体	○援農ボランティアへの積極的な参加 ○府中農業の持つ魅力への理解とその周囲への共有

「農地・農業の多面的機能に係る市民へのPR【東京都及び東京都農業会議】」を削除

3 魅力ある農業経営の支援と地産地消の推進

(1) 経営規模に合った販路の確保

少量からでも出荷可能な個人直売所や共同直売所は、多くの農業者にとって重要な販路の一つとなっており、同時に消費者と農業者を直接繋ぐ地産地消の推進拠点となる施設です。府中特産品直売所や郷土の森観光物産館内の共同直売所の運営、個人直売所の整備・運営に係る支援、直売所マップの作成・配布などを通じて小規模経営でも活用できる販路の確保を支援し、販売農家の増加と地産地消の推進を図ります。また、生産規模の大きな農業者が効率的に出荷することのできる販路の確保方策について研究・検討します。

(2) 収益性の高い農業経営の支援

限られた農地で最大の収益を上げるため、ＩＣＴなどの先進的な技術を活用した安定的で生産性の高い栽培手法の導入や、都市の集客性を生かした観光農園の整備、消費者ニーズの高い安全・安心なエコ農産物の導入やＧＡＰ認証の取得、特産化や６次産業化による農産物の付加価値を高める取組など、収益性の高い農業経営を関係機関との連携・協力により支援します。

(3) 学校給食への出荷の促進

給食センターへ食材の出荷を行う農業者で構成する給食センター出荷の会の運営支援や、出荷者と給食センターとの意見交換会の開催、作付品目・見込み収量に係る給食センターとの情報共有などを通じて、学校給食への出荷の促進を図ります。それとともに、給食だよりや給食展などを通じて学校給食で府中産農産物が使用されていることをＰＲします。また、給食センター以外の保育園や高齢者施設等の公共施設における府中産農産物の使用促進について研究・検討します。

(4) 地産地消型の農業経営の推進

市内の直売所やスーパー、給食センターなど市内に農産物を出荷する農業者の生産・出荷事業を支援するとともに、市民ニーズの高い体験型農園の開設・運営を支援します。また、労働負担の軽減を図ることもできるうね売りを推進するなど、地産地消型の農業経営を推進します。

(5) 府中農業の積極的なＰＲ活動の展開

市ホームページや広報紙、直売所マップなどを通じて都市農業の役割や直売所、旬の農産物などの情報を発信するとともに、農業まつりや農業品評会などのイベントの機会を活用して府中農業をＰＲします。また、市民との協働により府中農業の魅力を発掘・発信する取組を行うとともに、新たなＰＲ方法について研究・検討します。

《各主体に期待する役割・行動》

主体	役割・行動
農業者・農業者 団体	○農産物の積極的な出荷と販路の開拓 ○新たな栽培手法の導入や観光農園、エコ農産物の導入、特産化、6次産業化などの収益向上の取組 ○学校給食へのお荷量の増加 ○市内の直売所やスーパー等へのお荷増による市内産農産物の市民へのお販売増 ○直売所等での市民との積極的な交流 ○体験型農園の開設やうね売り導入の検討 ○認定農業者等の経営改善計画の実現に向けた経営努力
J A マインズ	○農業者と協力した農産物の販路開拓 ○直売所のぼり旗の作成などの個人直売所の経営支援 ○共同直売所やそのお荷組合の運営支援 ○共同直売所における市民との良好なコミュニケーションや運営へのお消費者の声の反映 ○直売所のマップの作成・配布とそのPR ○安心な農産物の提供のためのエコ農産物認証制度の推奨 ○給食センターお荷の会のお荷に係る支援 ○市との連携による認定農業者等への営農支援
東京都・農業関係機関	○農業経営力の強化に係る補助【東京都】 ○農地・農業の多面的機能に係る市民へのPR【東京都及び東京都農業会議】
市民・市民団体	○地産地消を意識した消費行動 ○府中農業の魅力の発掘や発信

4 ふれあい農業の推進

(1) 市民と農業とのふれあい活動の実施

J Aマインズ及び市内農業者団体等との連携・協力による農業まつりや、農業者の生産技術の発表の場である農業品評会などのイベントを通じて府中農業をPRする機会を提供し、市民と農業とのふれあいを推進します。

(2) 農業体験を通じた食育の推進

市内農業者を講師として種まきから収穫までの農業体験を行う、市民農業大学や親子ふれあい農園などの農業体験講座を実施します。また、小学校の学習活動として行われる農業体験や、中学校の職場体験における農業の従事体験など、小中学校における子どもたちの農業体験の機会を、学童農園の実施や学校への協力農業者の紹介等により支援するなど、農業体験を通じて食育の推進を図る取組を進めます。

(3) 体験型農園への支援

農園主から利用者が指導を受けながら通年で農産物の栽培・収穫を行う農業体験農園や、果樹の摘み取りなどの収穫体験を来客者に提供する観光農園、収穫前の状態で農産物を販売し購入者が自ら収穫するうね売り農園、福祉施設と連携した福祉農園など、農業者の行う体験型の農園の導入や運営を支援します。

(4) 援農ボランティア活動の推進

援農ボランティア活動を希望する市民等へ受入先を紹介する取組や、各種の農業体験講座による援農ボランティアの育成、東京都の広域援農ボランティア登録・派遣制度の周知などにより、援農ボランティア活動を通じて市民が農業とふれあうことのできる環境づくりを進めます。

(5) 農業公園及び市民農園の運営

市民と農業とのふれあいの推進や都市農業のPRを目的として新たに設置した西府町農業公園において、民間活力を活用した様々な農業体験講座や収穫体験イベント等を実施するとともに、低利用農地を活用して市民の利用に供する市民農園を運営し、市民が農業とふれあうことのできる場を提供します。また、新たな農業公園の設置について研究・検討します。

《各主体に期待する役割・行動》

主体	役割・行動
農業者・農業者 団体	○農業まつりへの協力による市民との積極的な交流 ○農業品評会への出品による市民への府中産農産物のPR ○直売所等での市民との積極的な交流 ○農業体験講座における農業指導 ○農業体験農園や観光農園等の体験型農園の導入の検討 ○低利用農地の市民農園としての活用の検討 ○援農ボランティアの受入れ・育成
J A マ イ ン ズ	○市との共催による農業まつり及び農業品評会の開催 ○農業体験農園の運営に対する指導助言 ○市民農園の運営 ○市の運営する市民農園に対する栽培講習等の運営協力
東京都・農業関 係機関	○農業品評会への審査協力【東京都その他関係機関】 ○広域援農ボランティア登録・派遣制度の実施【東京都】
市民・市民団体	○各種農業体験講座や援農ボランティア等の農業とふれあう機会への積極的な参加 ○地産地消を意識した消費行動

第5章 計画の実現に向けて

1 多様な主体との連携による計画の推進

本計画を実行性のあるものとして推進していくためには、本市のみならず農業者、各種関係機関及び市民など、様々な主体が有機的に連携し協力していくことが必要不可欠です。本市が計画の推進主体として**全庁的な体制の下**、様々な主体との連携・協力やネットワーク化により推進体制の構築を図りながら、計画の実現に向けた取組を進めるとともに**その進捗を管理します**。

(1) 農業者や農業者団体との連携

市は、農業の担い手である農業者や農業者団体と連携・協力し、将来にわたり農地を残し府中産の安全・安心な農産物の生産・供給を継続していくことができるよう、農業経営の改善や地域と共存する農業を推進する施策を講じていきます。また、農地・農業が持つ多面的機能の発揮により地域社会に貢献していく取組を、それぞれの役割分担の**下**、積極的に進めていきます。

(2) J Aマインズとの連携

市は、農業者や農業者団体を農業経営のみならず様々な場面から支えているJ Aマインズと連携・協力し、それぞれの特長や特性を生かした協働や役割分担により、府中農業の振興に向けた各種の支援策や、農地・農業を活用した地域への広がりを持った取組など様々な施策を展開していきます。

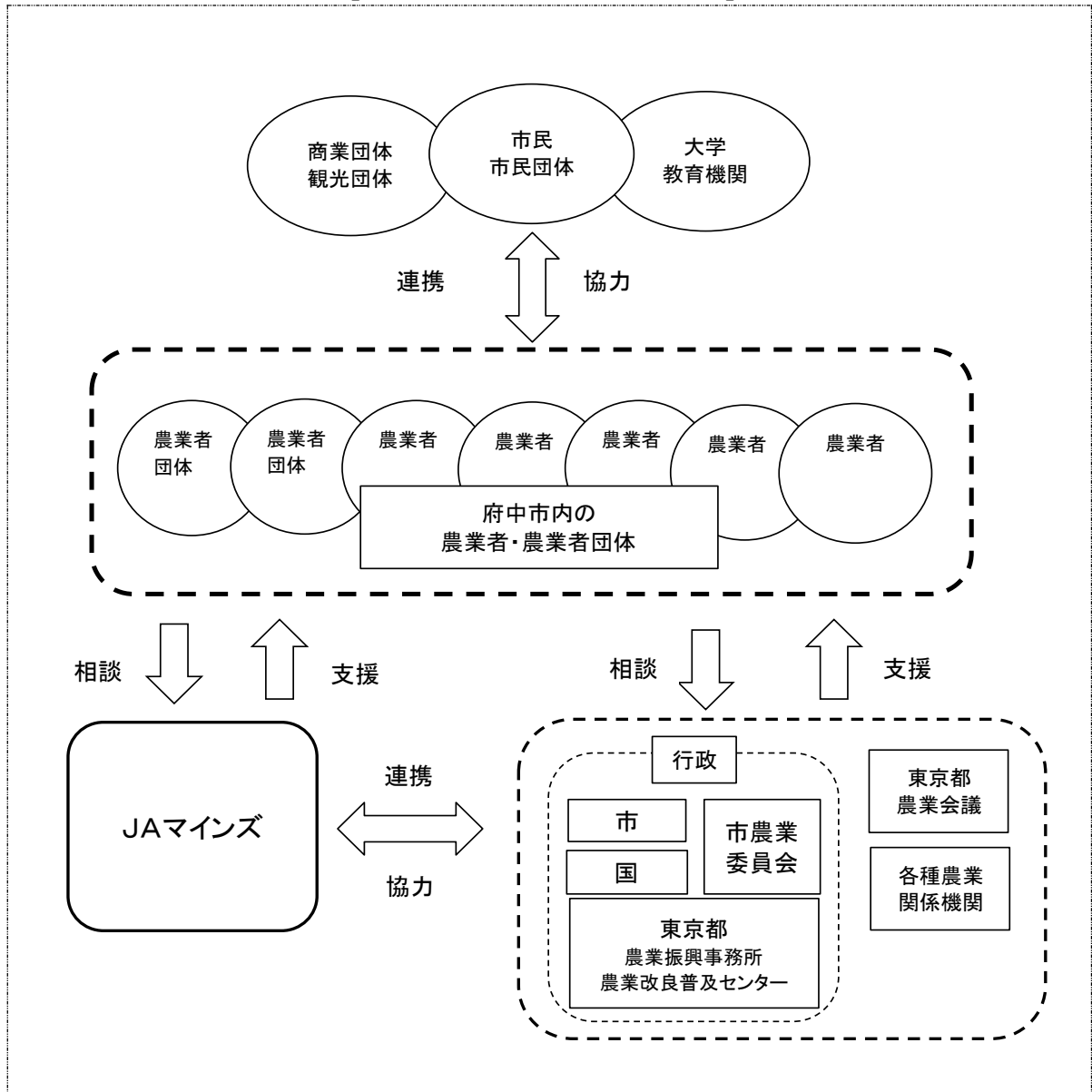
(3) 東京都や農業関係機関との連携

市は、農業に係る広域的な課題への対応や普及指導を担う東京都や、都内各自治体の農業委員会活動を支える東京都農業会議、その他関係機関と連携・協力し、府中農業が将来にわたり継続できるよう農業振興施策の充実に努めるとともに、関係制度の改善について国等へ要望していきます。

(4) 市民の協力

市民が地域の農業の抱える課題を理解し、**府中**産農産物の購入や農業体験への参加、援農ボランティアの協力等の行動に表すことは、府中農業を支える大きな力となります。また、市は、より多くの市民の府中農業への興味・関心を引き出し、理解を深め、府中農業の応援団となっただけのように、市民が積極的に参画できる施策や市民と協働した施策を展開していきます。

【図4：ネットワーク化のイメージ】



第6章 将来像を達成するための基本指標等

本計画は、「農業経営基盤強化促進法」に基づく「基本構想」としての位置付けを有した計画です。同法により定められた「基本構想」に記載すべき事項として、本計画の目標年度となる令和11年度における基本的な指標等を次のとおり設定します。

1 基本指標等

(1) 農地面積

令和3年の農地面積は132.4ヘクタールであり、平成23年から令和3年の農地面積の減少率は、年平均2.06%となっています。当面は概ね同様の減少率で推移する想定から、目標年度の農地面積を112ヘクタールと設定します。

(2) 農業従事者数と農家戸数

令和3年の農業従事者数は937人であり、10歳区分ごとの人数は表2.2のとおりとなっています。8年後の10歳区分ごとの人数を表2.3のとおりと推計し、目標年度の農業従事者数を803人と設定します。

【表2.2：年齢別農業従事者数の直近の実績値】

区分	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不明	合計
令和3年	26	54	103	148	200	215	177	14	937

(資料：府中市農業経営調査)

【表2.3：年齢別農業従事者数の8年後の推計値】

区分	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不明	合計
令和11年	26	45	86	124	159	181	170	12	803

令和3年の農家戸数は437戸であり、1戸当たりの農業従事者数の平均は2.25人となっています。8年後の農業従事者数の設定は803人であり、1戸当たりの農業従事者数に大きな変化は無いとの想定から、目標年度の農家戸数を357戸と設定します。

(3) 中心的な担い手となる農家戸数とその者に対する農地利用集積

効率的かつ安定的な農業経営を営む中心的な担い手（認定農業者等）の戸数は令和2年度で68戸となっています。農家戸数全体としては今後も減少が見込まれますが、認定に係る支援や働きかけ、制度の周知等を通じて認定農業者等の増加を図ることとし、目標年度の認定農業者等の戸数を71戸と設定します。

認定農業者等への農地の集積については、現在の認定農業者等の市内農地の利用面積の平均が51.8アールであることから試算し、目標年度の集積率を33パーセントと設定します。

なお、市内の農地は全て市街化区域内に存在することから、面的な集積を大きく進めることは困難ですが、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく貸借制度を活用し、経営規模の拡大を目指す認定農業者等への集積を図るとともに、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めることとします。

(4) 労働時間と農業所得

労働時間については、家族経営による経営形態を基本想定とし、農業者の健康や余暇の時間を確保する観点から、農作業の省力化を積極的に進めることにより、主たる従事者1人当たりの年間総労働時間の目標を概ね1,800時間と設定します。

農業所得については、他産業並みの労働時間で他産業並みの所得の実現を図ることを基本に、次のとおり経営規模に応じて段階的に目標を設定することとします。

①所得目標1,000万円：府中の農業をリードする経営モデル

②所得目標600万円：地域の農業を担う経営モデル

③所得目標300万円：農業の広がりを支える経営モデル

なお、雇用労働力を導入した大規模な農業経営体や法人などの企業的経営体については、次のモデルを設定します。

④販売目標5,000万円以上：農業生産法人などの企業的な経営モデル

(5) 経営の管理

複式簿記の導入や経営と家計を分離した青色申告の実施、ICTを活用した財務管理・販売管理・作業管理の導入などにより、経営管理の合理化を図ることとします。

(6) 農業従事の態様

援農ボランティアや雇用労働力の活用、機械化・ICT化による農作業の省力化などにより労働負担の軽減を図るとともに、家族経営協定の締結を通じて家族間の役割分担や就労条件の明確化を進めるなど、農業従事の態様の改善を図ることとします。

(7) 新規就農者の確保・育成

本市における新規就農者の状況については、毎年1、2人程度で農業後継者のみとなっており、農外からの新規参入は見込み難い状況となっています。今後の

担い手の高齢化や農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって本市の農業の担い手となる農業後継者を安定的に確保・育成していく必要があります。

このような中、国が掲げる新規就農者の確保・定着を倍増するという目標及び「農業経営基盤強化促進法」に基づく東京都の「基本方針」に掲げる新規就農者数を2倍に引き上げるという目標を踏まえ、本市の新規就農者の確保の目標を年間4人と設定します。

新規就農者の労働時間及び農業所得の目標については、(4)に示す年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業所得を主に生計が成り立つ所得水準として、(4)に示す年間所得の目標③（所得目標300万円：農業の広がりを支える経営モデル）を目標とします。

本市の新規就農者への支援体制については、農業後継者連絡協議会の事業活動を支援するとともに、栽培技術の研修や農地の確保に関し支援が必要な新規就農希望者に対し適切な支援に繋げる相談支援を行います。また、農業経営改善に対する各種の支援施策を通じて将来的には認定農業者へと誘導していきます。

(8) 農業経営基盤強化促進事業及び農地利用集積円滑化事業に関する事項

市内の農地は全て市街化区域内に存在することから、本事業は該当しません。

2 経営モデル

効率的かつ安定的な農業経営の目標となる経営モデルを所得目標ごとに示します。また、農業所得の多寡に関わらず、豊かな市民生活を支える都市農業の役割に視点を置いたタイプ分けを次のとおりとします。

— 経営モデルのタイプ —

- I 直売等を中心とした地産地消に取り組む農業経営
- II 市場や量販店等への出荷を中心とする農業経営
- III 生産と共に加工・販売にも取り組む農業経営
- IV 豊かな市民生活に貢献する農業経営

①府中の農業をリードする経営モデル（所得目標 1,000 万円）

分類	タイプ	営農モデル	経営面積 (a) (施設面積 (a)) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
野菜	I	施設野菜と露地野菜を組み合わせた直売経営	120 (施設 40) 180	3 + 雇用 1	トマト、キュウリ、スイートコーン、ブロッコリー、ニンジン、キャベツ等	園芸用ハウス、暖房機、予冷库
野菜	II	土地利用型野菜と集約型野菜の市場出荷や契約出荷を主とした経営	180 (施設 20) 360	3 + ボランティア 1	ダイコン、キャベツ、ハウレンソウ、コマツナ、トマト、ブロッコリー等	園芸用ハウス、予冷库、シーダーマルチャー、移植機、野菜洗浄機
野菜	II	市場や学校給食への出荷を主としたコマツナ経営	50 (施設 40) 300	3 + 雇用 1	コマツナ	園芸用ハウス、予冷库、野菜洗浄機
野菜	II	量販店等との契約出荷や市場出荷を主とした経営	200 (施設 20) 400	3 + 雇用 1	ハウレンソウ、コカブ、ミズナ、ニンジン等	園芸用ハウス、予冷库、野菜洗浄機
花き	II	花壇苗の市場出荷や契約出荷を主とした経営	70 (施設 30) 120	3 + 雇用 2	花壇苗、鉢物類、野菜苗	園芸用ハウス、自動かん水装置、バックホー、鉢用土混合機、用土置場、暖房機
花き	I・II	直売と市場出荷を組み合わせた鉢物経営	45 (施設 45) 90	3 + 雇用 2	シクラメン等の鉢物類	園芸用ハウス、暖房機、碎土機、土入れ機
花き	I	切花を中心に共同直売所やインショップ、スーパーへの出荷を主とした経営	60 (施設 45) 120	4 + 雇用 1	ユリ、ストック、アスター、トルコギキョウ、その他切花	園芸用ハウス、予冷库、自動液肥混入機
植木	I	ガーデニングや園上緑化等に向けた苗木生産を行う経営	150 (施設 20) 150	2 + 雇用 1	コニファー類、ツツジ類、グランドカバー類、ハナミズキ類	育苗ハウス、バックホー、根切りチェーンソー

②地域の農業を担う経営モデル（所得目標 600 万円）

分類	タイプ	営農モデル	経営面積 (a) (施設面積 (a)) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
野菜	Ⅲ	野菜の直売と農産物の加工販売を組み合わせた経営	80 (施設 20) 120	2 + 雇用 1	トマト、ナス、キュウリ、ダイコン、サトイモ、菓子、惣菜	園芸用ハウス、予冷庫、加工施設
野菜	Ⅰ	集約的作目の直売や契約出荷を主とした野菜経営	50 (施設 40) 250	3	トマト、キュウリ、ホウレンソウ、コマツナ等	園芸用ハウス、予冷庫
野菜	Ⅱ	軟弱野菜を主とした市場出荷経営	50 (施設 40) 250	2	コマツナ、ホウレンソウ、エダマメ	園芸用ハウス、予冷庫、野菜洗浄機
野菜	Ⅱ	市場や学校給食への出荷を主としたコマツナ専作経営	40 (施設 30) 240	2	コマツナ	園芸用ハウス、予冷庫、野菜洗浄機
野菜	Ⅱ	コマツナとエダマメの市場出荷を主とした経営	60 (施設 30) 240	2	コマツナ、エダマメ	園芸用ハウス、予冷庫、野菜洗浄機
野菜	Ⅱ	露地野菜の市場出荷を主とした経営	120 (施設 0) 240	3	キャベツ、ブロッコリー、ダイコン、ホウレンソウ、ニンジン等	移植機、予冷庫、洗浄機
野菜	Ⅱ	農業体験農園と直売野菜を主とした経営	65 (施設 10) 90	3	トマト、キュウリ、キャベツ、ホウレンソウ等	園芸用ハウス、体験農園施設
野菜	Ⅰ	共同直売所や庭先直売、インショップなど多様な販売方式による野菜経営	60 (施設 20) 120	3	トマト、キュウリ、インゲン、葉物、スイートコーン、ダイコン等	園芸用ハウス、予冷庫、直売施設
野菜	Ⅰ	野菜、切り花、果樹のスーパーとの契約出荷、学校給食、直売を主体とした経営	80 (施設 20) 160	3 + ボランティア 2	トマト、キュウリ、エダマメ、スイートコーン、ホームユースフラワー、ブルーベリー	園芸用ハウス、予冷庫
キノコ	Ⅰ・Ⅱ	キノコの生産を主とした経営	10,000 床 (菌床栽培)	2 + ボランティア 1	シイタケ、キクラゲ、シメジ	キノコ栽培用施設

③農業の広がりを支える経営モデル（所得目標 300 万円）

分類	タイプ	営農モデル	経営面積 (a) (施設面積 (a)) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
野菜	Ⅳ	農業体験型農園と野菜直売を主とした経営	50 (施設 0) 60	2	トマト、ナス、ホウレンソウ	園芸用ハウス、体験型農園施設
野菜	Ⅱ	野菜直売と農産物加工販売を組み合わせた経営	50 (施設 10) 80	2 + 雇用 1	スイートコーン、ダイコン、サトイモ、菓子、惣菜	園芸用ハウス、加工施設、予冷库
野菜	Ⅱ	コマツナの市場出荷を主とした経営	25 (施設 5) 150	2	コマツナ	園芸用ハウス、予冷库
花き	Ⅱ	花壇苗・鉢花を主とした市場出荷経営	40 (施設 10) 80	2	花壇苗、鉢花類	園芸用ハウス、自動かん水装置
花き	Ⅰ	切花の直売を主とした経営	35 (施設 5) 50	1	ユリ、ストック、アスター等	園芸用ハウス、暖房機
果樹	Ⅰ	ナシ、ブドウを主とした経営	30 (施設 0) 30	2 + 雇用 0.5	ナシ、ブドウ、キウイ、カキ	スピードスプレイヤー、かん水施設、直売施設
果樹	Ⅳ	ブルーベリーの摘み取りと直売を主とした果樹経営	30 (施設 0) 30	2	ブルーベリー	防鳥網施設、直売施設
植木	Ⅱ	植木の生産及び販売を主とした経営	80 (施設 10) 80	2	ハナミズキ、ツツジ類、シャラ、ヤマボウシ、ツゲ等	クレーン付きトラック、バックホー
畜産	Ⅰ	庭先販売を主とした養鶏経営	30 2,000 羽 (採卵鶏)	1.5	鶏卵	鶏舎、堆肥舎、直売施設

④農業生産法人など企業的な経営モデル（販売目標 5,000 万円以上）

分類	タイプ	営農モデル	経営面積 (a) (施設面積 (a)) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
植木	Ⅱ	緑化木の生産流通と造園施工を行う経営	200 (施設 5) 200	2 + 雇用 2	シマトネリコ、ソヨゴ、コニファー類、ツツジ類等	クレーン付きトラック、バックホー、根切チェーンソー

— 参 考 資 料 —

資料 1 府中市農業振興計画検討協議会委員名簿

資料 2 府中市農業振興計画検討協議会規則

資料 3 府中市農業振興計画検討協議会開催経過

資料 4 府中市農業振興計画策定のための農家アンケート調査結果

資料 5 用語解説

資料 1 府中市農業振興計画検討協議会委員名簿

	氏名	選出区分	所属等	備考
1	中 島 正 裕	学識経験者	東京農工大学 教授	会長
2	市 川 耕 作	市内農業経営者	農業委員会会長	副会長
3	平 田 佳 子	市内農業経営者	農業委員会委員	
4	岩 本 千 絵	東京都農業振興事務所	東京都農業振興事務所 農務課 課長代理	
5	角 田 由理子	東京都農業会議	東京都農業会議 専務理事	
6	池 田 晃 次	マインズ農業協同組合	マインズ農業協同組合本店 地域振興部 指導課長	
7	川 崎 好 之	むさし府中商工会議所	有限会社カワサキ森田屋 代表取締役	
8	佐々木 隆 茂	生活協同組合コープみらい	生活協同組合コープみらい 東京都本部 参加とネット ワーク推進部 企画課長	
9	高 橋 規実代	公募市民		

(選出区分別の50音順・敬称略)

資料２ 府中市農業振興計画検討協議会規則

（趣旨）

第１条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成２７年３月府中市条例第１号）第９条の規定に基づき、府中市農業振興計画検討協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の委員）

第２条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （１）学識経験を有する者 １人
- （２）市内の農地で農業を営む者 ２人以内
- （３）東京都農業振興事務所の職員 １人
- （４）一般財団法人東京都農業会議の職員 １人
- （５）マインズ農業協同組合の職員 １人
- （６）むさし府中商工会議所の推薦する者 １人
- （７）生活協同組合コープみらいの組合員 １人
- （８）公募による市民 １人

（会長及び副会長）

第３条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

２ 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第４条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２ 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

３ 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第５条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（雑則）

第６条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

【参考：府中市附属機関の設置等に関する条例（抜粋）】

別表（第２条～第５条）

名称	所掌事項	委員	
		定数	任期
府中市農業振興計画検討協議会	府中市農業振興計画の案に関する事項 その他市長が必要と認める事項	９人以内	１年

資料３ 府中市農業振興計画検討協議会開催経過

回	年月日	主な内容
第１回	令和 ３ 年 ６ 月 ２ ９ 日	・ 会長及び副会長の選出 ・ 諮問 ・ 会議の公開等について ・ 農業振興計画の概要について ・ 協議会の進め方について
第２回	令和 ３ 年 ７ 月 ３ ０ 日	・ 府中農業の現状と課題及び施策の取組状況について
第３回	令和 ３ 年 ８ 月 ３ ０ 日	・ 第４次府中市農業振興計画（草案）について
第４回	令和 ３ 年 ９ 月 ２ ９ 日	・ 第４次府中市農業振興計画素案（案）について
第５回	令和 ３ 年 １ ０ 月 １ ４ 日	・ 答申書（案）について

資料４ 府中市農業振興計画策定のための農家アンケート調査結果

(実施期間：令和３年６月～７月、回答数：１８６)

問１ 経営者についてお聞きします。

①主となる農業経営者の年齢

年齢（ 平均６９．２ ）歳

②家族の中で年間１００日以上農業に従事している人の人数

男性（ １６８ ）人・女性（ １０２ ）人

問２ 現在、農業後継者はいますか。あてはまる番号１つに○をつけてください。

１． 本人	２６（１４％）
２． 子供が後継者	５９（３２％）
３． いない	８０（４３％）
４． 検討中	１６（ ９％）
５． その他	２（ １％）
無回答	３（ ２％）

問３ 経営状況についてお聞きします。

①経営耕地面積（ 平均２， ７４６ ）㎡②

②生産緑地指定農地面積（ 平均２， ３３８ ）㎡

③経営作物（あてはまる番号すべてに○をつけてください。）

１． 水稻	４３（２３％）
２． 野菜	１５９（８５％）
３． 花卉	１４（ ８％）
４． 果樹	７０（３８％）
５． 植木	６（ ３％）
６． 畜産	１（ １％）
７． その他	３（ ２％）

④販売方法・販売先（あてはまる番号すべてに○をつけてください。）

１． 市場出荷	２２（１２％）
２． 直売（個人）	８３（４５％）
３． うね売り・摘み取り	１３（ ７％）
４． スーパー・小売店	２７（１５％）
５． 自家用	８９（４８％）
６． 共同直売所	６３（３４％）
７． その他	１７（ ９％）

問4 今後の農業経営の方向について、どのようにお考えですか。あてはまる番号
1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------|-----------|
| 1. 経営を拡大したい | 10 (5%) |
| 2. 現状を維持したい | 132 (71%) |
| 3. 経営を縮小したい | 38 (20%) |
| 無回答 | 6 (3%) |

問5 今後の農業経営の方向について、どのようにお考えですか。あてはまる番号
1つに○をつけてください。

- | | |
|--------------------------|----------|
| 1. 直売（個人）に力を入れたい | 63 (34%) |
| 2. 直売（共同）に力を入れたい | 34 (18%) |
| 3. うね売りや摘み取り、観光農園に力を入れたい | 6 (3%) |
| 4. 学校給食への供給に力を入れたい | 2 (1%) |
| 5. 体験農園に力を入れたい | 3 (2%) |
| 6. スーパー・小売店への供給に力を入れたい | 9 (5%) |
| 7. 市場出荷に力を入れたい | 3 (2%) |
| 8. その他
（自家消費、現状維持、等） | 34 (18%) |
| 無回答 | 32 (17%) |

問6 あなたのご家庭では50年後の農業経営についてどうお考えですか。一番近いものを選び○をつけてください。

- | | |
|--|-----------|
| 1. 50年後も農業経営を続けたい | 18 (10%) |
| 2. できるだけ続けたいが50年後までは無理だと思う。
50年後は無理だとしても、○年後程度であれば継続は可能である。
（該当年後に○をつけて下さい。） | 97 (52%) |
| 10年後 | 48 (内49%) |
| 20年後 | 30 (内31%) |
| 30年後 | 13 (内13%) |
| 40年後 | 3 (内 3%) |
| 無回答 | 3 (内 3%) |
| 3. 自分の代で農業はやめる予定 | 49 (26%) |
| 4. 特になにも考えていない | 10 (5%) |
| 5. その他 | 7 (4%) |
| 無回答 | 5 (3%) |

問7 農業を続けていくための障害となっていることは何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|---------------------------|-------------|
| 1. 相続税の負担 | 1 1 1 (60%) |
| 2. 後継者がいない | 7 4 (40%) |
| 3. 農業収入が少ない | 7 6 (41%) |
| 4. 農地の周辺が開発されて農業環境が悪化している | 7 6 (41%) |
| 5. 販売先がない | 7 (4%) |
| 6. その他 | 4 (2%) |

問8 農業・農地を残すために、市に望むことは何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| 1. 共同直売所の設置など販売先の確保 | 3 7 (20%) |
| 2. 売りに出された農地の買い取りと希望農家への貸出し | 4 0 (22%) |
| 3. 援農ボランティアなど、労働力の確保 | 3 6 (19%) |
| 4. 農地周辺の開発の抑制、残すべき農地の指定と周辺開発の規制など | 3 9 (21%) |
| 5. 農業機械の購入などに対する補助制度の充実 | 5 8 (31%) |
| 6. 後継者の育成 | 2 7 (15%) |
| 7. 都市農業の必要性の市民へのPR | 2 9 (16%) |
| 8. 相続税等の負担軽減に係る国や東京都への要望活動 | 1 2 8 (69%) |
| 9. 循環型農業の仕組み作り | 1 5 (8%) |
| 10. 指導体制の拡充 | 3 (2%) |
| 11. 市民が農業・農地にふれることのできる機会の拡充 | 2 5 (13%) |
| 12. その他 | 8 (4%) |
- (農業用水の維持、市内農業の認知度の向上、農業機械のレンタル、等)

問9 後継者不足などの労働力の不足に対してどのように対応したいと考えていますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|-------------|
| 1. 家族でできる範囲内で対応する | 1 1 9 (64%) |
| 2. 機械化などによる省力化を図る | 6 8 (37%) |
| 3. うね売り、摘み取りなど手のかからない方法で対応 | 2 1 (11%) |
| 4. パートを雇う | 1 7 (9%) |
| 5. 規模を縮小する | 3 3 (18%) |
| 6. 農作業を援農ボランティアに手伝ってもらう | 3 8 (20%) |
| 7. 人(常勤)を雇う | 5 (3%) |
| 8. その他 | 4 (2%) |

問10 地域住民とのふれあいについてどのような施策を望みますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| 1. 農産物の直売を通じたふれあい | 8 4 (4 5 %) |
| 2. 学校給食など地場流通を通じたふれあい | 1 6 (9 %) |
| 3. 体験農園を通じたふれあい | 2 3 (1 2 %) |
| 4. 市民との懇談会を通じたふれあい | 6 (3 %) |
| 5. 農作業への協力(援農ボランティア)を通じたふれあい | 2 7 (1 5 %) |
| 6. 農業大学や親子ふれあい農園など、体験事業を通じたふれあい | 1 5 (8 %) |
| 7. 市民農園を通じたふれあい | 1 5 (8 %) |
| 8. 特に考えていない | 6 2 (3 3 %) |
| 9. その他 | 2 (1 %) |
- (農のある景観を通し市民に潤いを提供)

問11 農地の持つ多面性について、重要だと思うことはなんですか。あてはまる番号3つまでを選んで○をつけてください。

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| 1. 安全で安心な食生活を支える役割…《産業・健康》 | 1 2 6 (6 8 %) |
| 2. 緑豊かな環境づくりを支える役割…《環境・景観》 | 1 2 7 (6 8 %) |
| 3. 安全で快適なまちづくりを支える役割…《防災》 | 6 8 (3 7 %) |
| 4. 子供たちの成長を支える役割…《教育》 | 3 3 (1 8 %) |
| 5. 心ふれあう地域づくりを支える役割…《地域コミュニティ》 | 3 4 (1 8 %) |

問12 各種税制度に対する要望・意見がありましたらご記入ください。(自由記入)

- ・ 相続が生じても農地が残せるように相続税の制度を見直してほしい。
- ・ 宅地化農地に対する固定資産税・都市計画税について生産緑地と同水準となるように制度を見直してほしい。
- ・ 作業場や農機具倉庫に対する課税の取扱を見直してほしい。
- ・ 農業所得に対する所得税、住民税の負担を軽減して欲しい。 等

問13 50年後、市内の農地周辺の環境も変化していると考えられますが、売れる農産物を市内で生産し、広く市民に提供していくためには、これからの農業はどうあるべきだとお考えですか。要望・意見がありましたらご記入ください。

(自由記入)

- ・市の中心部その他市内における直売所の増加やスーパーの地場産売場の拡大などにより身近な販売拠点を充実させる。
- ・学校給食への出荷を増加する。
- ・一次産業である農業の大切さや地産地消の重要性、市内産農産物の魅力などを積極的にPRする。
- ・市がコンサルティング会社などを活用し、府中農業をプロモーションする仕組みを検討する。
- ・省力効果の高い品目に絞った集約的な生産や、特色ある品目の生産により特産化を図る。
- ・農地の狭小化や宅地との混在化が進む中で安定的に農産物を生産するには施設栽培が普及していく必要がある。
- ・個人経営から農業生産法人化への転換を図る。
- ・後継者の農業技術向上のための技術的研修制度を望む。
- ・体験農園等を増やすなど、農業者の知識や経験を活かし、市民の手で安心、安全な作物を作れるようにする。 等

問14 その他、今後農業経営を続けていくにあたっての、府中市の農業施策などについてご意見・ご希望がありましたらご記入ください。(自由記入)

- ・意欲をもって農業経営に取り組んでいる農家に対する補助制度の充実
- ・低金利融資の斡旋や利子補給
- ・売れる農産物に関する情報の提供や販路の紹介、お店や企業とのマッチングなど他業種との交流機会の創出
- ・農業収入を向上させる施策や新規就農者に対する補助制度
- ・農業用水路の整備、維持
- ・府中農業の認知度の向上
- ・新庁舎への直売所の設置
- ・農業機械の共同購入、共同使用
- ・農地特区の指定等での周辺開発の制限による農地・農業の保護
- ・農地を集約し農業が継続的に経営しやすくする施策
- ・市による農地管理や農地買上げと維持、市民農園としての活用 等

資料５ 用語解説

【あ行】

ICT

Information and Communication Technology の略で、日本語では「情報通信技術」と訳される。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

うね売り

収穫前の花、野菜、果実などを区画割して販売する方法。農業者にとっては労働力の低減になり、消費者には収穫体験の場となる側面を持つ。府中市では、ジャガイモやネギ等のうね売りが行われている。

エコ農産物（東京都エコ農産物認証制度）

土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料削減の技術を導入し、慣行使用基準から化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物をエコ農産物として東京都が認証する制度。化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、２５％以上、５０％以上、不使用の３区分で認証される。

援農ボランティア

農業経営の規模拡大や担い手不足の解消などを考えている農業者を支援するために農作業の手伝いをするボランティア活動又はボランティア活動をする人。

親子ふれあい農園

小中学生の市民とその保護者を対象に、農業者の指導の下で種まきから収穫までの農業体験講座を実施する市の事業。

【か行】

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとした地球温暖化の原因となる温室効果ガスについて、生産などによる排出量と植物の光合成などによる吸収量を均衡させること。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減と、吸収作用の保全及び強化という両面の取組が必要となる。

買取り申出（生産緑地の買取り申出）

生産緑地は農地として管理することが義務付けられているが、土地所有者の権利救済の観点から次の場合、市長に対して買取り申出ができる。

- １ 生産緑地地区に指定されてから、３０年を経過したとき。
- ２ 中心となって農林漁業に従事している者が死亡したとき、又は営農ができなくなるような重大な故障が生じたとき。

家族経営協定

家族で営農を行っている農業経営において、経営計画や世帯員の役割、就業条件などの相互間のルールを書面により取り決めたもの。

学童農園

市内小学校における学習の一環として農業者の指導の下で小学生の農業体験を行う市の事業。

観光農園

農業者が観光客等の第三者に、自ら生産した農産物の収穫等により代金を得る農園。

基本構想（農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想）

農業経営基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針に即し、地域の実情を踏まえた上で、市区町村が策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想。

基本方針（農業経営基盤強化促進法に基づく基本方針）

農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が自然的、経済的又は社会的諸条件を考慮し地域の特性に即し策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針。

GAP 認証

GAPとはGood Agricultural Practicesの略で、日本語では「農業生産工程管理」と訳される。GAP認証とは農業の生産工程における食品安全、環境保全、労働安全等の管理の内容が一定の基準に適合することを第三者機関が認証する仕組み。

菌床栽培

広葉樹のおがくずにフスマ等の栄養源を加えた培地を使い、温度、湿度の管理できる施設でキノコを育てる栽培方法。

経営耕地

農業者が経営している田、畑、樹林地など。

【さ行】

市街化区域・市街化調整区域（昭和43年）

都市計画法に基づき、無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を図るための区域区分。既に市街地を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とし、市街化を抑制する区域を市街化調整区域という。

施設園芸

農産物を自然の気象条件の下で栽培する路地栽培に対して、温室やビニールハウスなどの施設を利用する栽培。

市民農園

市民がレクリエーション活動として自家用野菜の栽培等を行えるように、農地を小規模な区画に区分し、一定期間貸し付ける農園。運営主体は様々で、市内には市、JAマインズ、一般の民間企業、農地所有者が運営する市民農園が存在する。

市民農業大学

市民を対象に農業者の指導の下で種まきから収穫までの農業体験等の講座を実施する市の事業。

循環型農業

環境により良い農業のあり方の一つとして、化学肥料や農薬などだけに頼るのではなく、有機堆肥や緑肥の利用などにより資源を循環させ環境負荷を減らし、持続可能な好循環に寄与する農業。

准認定農業者

府中市農業経営改善計画准認定に関する要綱に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すために作成する農業経営改善計画を市に提出し認定を受けた農業者。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるための学習の取組。

食料・農業・農村基本法（平成11年）

食料、農業及び農村に関する施策を総合的・計画的に推進し、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とした法律。食料の安定供給の確保、農業の多面的機能の発揮等の実現を基本理念としている。

生産緑地（平成3年）

都市計画法による地域地区の一種で、市街化区域内農地において生産緑地法に基づき指定された農地。生産緑地に指定されると、長期的な営農が義務付けられるが、税の軽減措置が受けられる。

【た行】

宅地化農地

都市計画法で市街化を図るべき地域に指定された市街化区域内にある生産緑地以外の農地。

多面的機能

農産物の供給の機能以外の農地・農業が持つ、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等多面にわたる機能。

地産地消

地域生産地域消費の略語。地域の消費者ニーズに対応する生産の取組と、生産された農作物を地域で消費しようとする取組の両面を持つ。消費者が生産者と「顔が見え、話ができる」関係を築き上げ、消費者と生産者を結びつける取組。

低利用農地

周辺の農地と比べて低利用となっている農地。

東京都土地改良事業団体連合会

土地改良区や用水組合が行う土地改良事業の適正かつ効率的な運営を支援する組織。

東京都農業会議

東京都の農業振興のための活動及び市区町村農業委員会活動をサポートする組織。

東京都農業振興事務所

東京都の農業振興の核として機能する東京都の行政機関。

東京農業振興プラン

農業者及び農業関係団体・市区町村に対して、農業の振興及び地域活性化を図るための指針として活用できる内容をプランとし、都民や国に対しては、東京都の農業振興の方向性などを明らかにするため、東京都が策定した農業振興の計画。

特定生産緑地（平成29年）

指定から30年経過する日が近く到来することとなる生産緑地について、買取り申出が可能となる期日を10年延長した農地。

都市農業活性化支援事業

都市の有利性を生かした農業経営力強化を図る大規模な施設整備等の経費に対して補助を行う市の事業。東京都の制度を活用したもの。

都市農業振興基本計画

都市農業振興基本法に基づいて国が定める都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画。

都市農業振興基本法（平成27年）

都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に、都市農業の振興に関する基本理念、国・地方公共団体の責務、講ずべき基本的施策等について定めた法律。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年）

都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的に、都市農地の貸借の円滑化を図るための措置について定めた法律。

都市農地保全支援事業

都市農地の保全を図るため、農地の持つ多面的機能の発揮や周辺地域の環境への配慮に資する施設整備等の経費に対して補助を行う市の事業。東京都の制度を活用したもの。

都市農地保全推進自治体協議会

都市農地の保全を目指し、令和3年4月現在、市街化区域内農地を持つ都内38全自治体が加入している団体。都市農地保全に関する調査・研究のほか、国及び関係団体との情報・意見交換や、国等への要望を行っている。

【な行】

2022問題

耕作義務が課されてきた多くの生産緑地が2022年に指定から30年を迎え、農地以外への転用が可能となることから、これを契機に短期間で土地が市場へ過剰に供給されることで、土地価格の急激な下落等の影響が懸念されている問題。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すために作成する農業経営改善計画を市区町村等に提出し認定を受けた農業者。

農業委員会

農業者の公的代表として、市区町村長が議会の同意を得て任命した農業委員により構成される行政委員会。農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務などを行っている。

農業改良普及センター

農業改良助長法に基づき、能率的で環境と調和の取れた農業生産の推進、効率的かつ安定的な農業経営の育成、地域特性に即した農業の振興等を図ることを目的として、普及指導員を設置し、農業者や産地への技術・経営指導を行う東京都の機関。国と都道府県との協同事業として実施。

農業経営改善計画

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者になるために市区町村等に提出する計画又は府中市農業経営改善計画准認定に関する要綱に基づく准認定農業者になるために市に提出する計画。農業経営の現状、5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標及び目標を達成するために採るべき措置を記載する。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年）

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、育成すべき農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積、農業者の経営管理の合理化及び農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることが定めた法律。

農業公園

市民と農業とのふれあいを推進する拠点として、園内に農園や体験学習施設を備えた市の施設。種まきから収穫までの農業体験講座や収穫体験イベントを実施している。令和3年4月現在、市内に1園（西府町農業公園）が存在する。

農業体験農園

市民が入園者となり本格的な農業体験を行える市民参加型の農園。農園主が講師となり、起耕や作付け計画を作成し種まきや苗植えから収穫までを指導しながら農業体験を行う。令和3年4月現在、市内に4園が存在する。

農業品評会

生産された農産物を展示比較し優劣を競うことにより農業者の生産技術・意欲の向上を図るとともに、市民に地場産農産物の魅力をPRする催し。

納税猶予制度（相続税の納税猶予制度）

農地に係る相続税について、一定の条件を満たした場合に納税を猶予して農業を継続できるようにする制度。この制度は営農が行われることが前提となっているために、違反した場合は猶予されている税額に加えて、利子税も納めることになる。

農業プチ講座

小中学生の市民とその保護者を対象に、農業者の指導の下で種まきから収穫までの農業体験講座を実施する市の事業。

農地

耕作の目的に供される土地。

農地の転用

農地を農産物の生産以外の住宅・業務等の施設、道路、山林等の用途に変更すること。転用に当たっては農地法の許可又は届出が必要となる。

【は行】

肥培管理

作物の育成を助けるための耕うん、整地、水やり、施肥、除草等の一連の農作業を適切に行うこと。

府中観光協会推奨品（府中太鼓判）

特定非営利活動法人府中観光協会が、府中ならではの素材、製法、技術、商法などを用いたも

の、又は府中域内で生産・製造・加工等をされたものを対象に、府中の土産の推奨品として選定したもの。

防薬シャッター

薬剤散布時の近隣への飛散防止施設。

【ま行】

水土里保全支援事業

農業用水の維持管理に係る地域活動の経費に対して補助を行う市の事業。国・東京都の制度を活用したもの。

【ら行】

緑肥

土壌を肥沃化する目的で栽培し、土にすき込む作物。土壌に休息を与え、物理的、化学的及び生物的な改善が望め、地力維持や有害線虫防除等に効果がある。

6次産業

農業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す。農産物の生産（第一次産業）、食品加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）の「1」と「2」と「3」を足し算（又は掛け算）すると「6」になることをもじった造語。